

第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画

「**素案**」

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の包含について	5
4. 国から示されている指針等	6
(1)子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について	6
(2)新・放課後子ども総合プラン	8
(3)女性の就労率について	9
(4)幼児期の教育・保育の無償化について	10
5. 計画の期間	11
6. 計画の策定体制等	11

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計	12
(1)南風原町の人口推計結果	12
(2)中学校区別の推計	18
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	24
(1)教育・保育施設等の設置・定員・利用者数	24
(2)幼稚園	25
(3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等）	27
(4)教育・保育施設の利用比較	33
(5)地域子ども・子育て支援の状況	34
(6)認可外保育施設	37
(7)その他	38
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ	40
(1)調査の概要	40
(2)調査結果のまとめ（就学前・小学生共通）	41
(2)-1 子育て家庭の状況	41
(2)-2 母親の就労について	43
(3)調査結果のまとめ（就学前児童の調査結果より）	44

(3)-1 教育・保育サービスの利用について	44
(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	46
(3)-3 地域子育て支援センターについて	46
(3)-4 病児・病後児保育について	47
(3)-5 一時預かりについて	47
(3)-6 育児休業等について	47
(4)調査結果のまとめ（小学校低学年児童の調査結果より）	49
(4)-1 放課後の過ごし方について	49
(4)-2 放課後児童クラブ（学童保育）の利用について	49
(4)-3 児童館の利用について	50
(5)自由回答のまとめ	51

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 地域における子育ての支援の充実	54
(1)ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	54
(2)地域子ども・子育て支援事業の推進	54
(3)子どもの居場所づくり	54
点検2. 教育・保育等の質の確保と向上	55
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	55
(2)人材の確保の推進	55
点検3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	56
(1)集い・交流による子育て支援の充実	56
(2)相談・情報提供の充実	56
(3)経済的負担の軽減	56
点検4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	57
(1)児童虐待防止対策の充実	57
(2)ひとり親家庭への支援の充実	57
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	57

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	59
2. 計画の基本目標	59
3. 支援対策の体系	60
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	63

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	64
(1)南風原町全体	64
2. 地域子ども・子育て支援事業	66
(1)時間外保育事業	66
(2)放課後児童健全育成事業	66
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	66
(4)子育て支援拠点事業	67
(5)一時預かり(幼稚園型)	67
(6)一時預かり(幼稚園型以外)	67
(7)病児・病後児保育	68
(8)ファミリーサポートセンター(就学児)	68
(9)利用者支援事業	68
(10)乳児家庭全戸訪問事業	69
(11)養育支援訪問事業	69
(12)妊婦健診	69
(13)実費徴収に伴う補足給付事業	70
(14)多様な主体の参入促進事業	70
(15)子どもを守るために地域ネットワーク機能強化事業	70

第6章 支援対策～子どもと子育て家庭のための支援対策

1. 地域における子育ての支援の充実	71
(1)ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	71
(2)地域子ども・子育て支援事業の推進	71
(3)子どもの居場所づくり	72
2. 教育・保育等の質の確保と向上	73
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	73
(2)人材の確保の推進	74
3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	75
(1)集い、交流による子育て支援の充実	75
(2)相談、情報提供の充実	75
(3)経済的負担軽減策の推進	76
4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	77
(1)児童虐待防止対策の充実	77

(2)ひとり親家庭の支援の充実	77
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	78
(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実	80

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知	81
2. 計画の推進体制	81
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	81
4. 計画の推進状況チェック	81

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

子どもと子育て家庭を取り巻く状況においては、女性の社会進出による共働き家庭の増加が進み、これに伴って保育所の待機児童対策が大きな社会問題となりました。また、子育て家庭の核家族化、地域のつながりの希薄化といった状況も全国的に見られ、地域における子育て支援の充実も必要となっていました。

こうした状況の中、国では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すために、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、待機児童対策や教育・保育の一体的提供及び質の確保、地域の子育て支援などに取り組むことが示され、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に推進することが求められました。

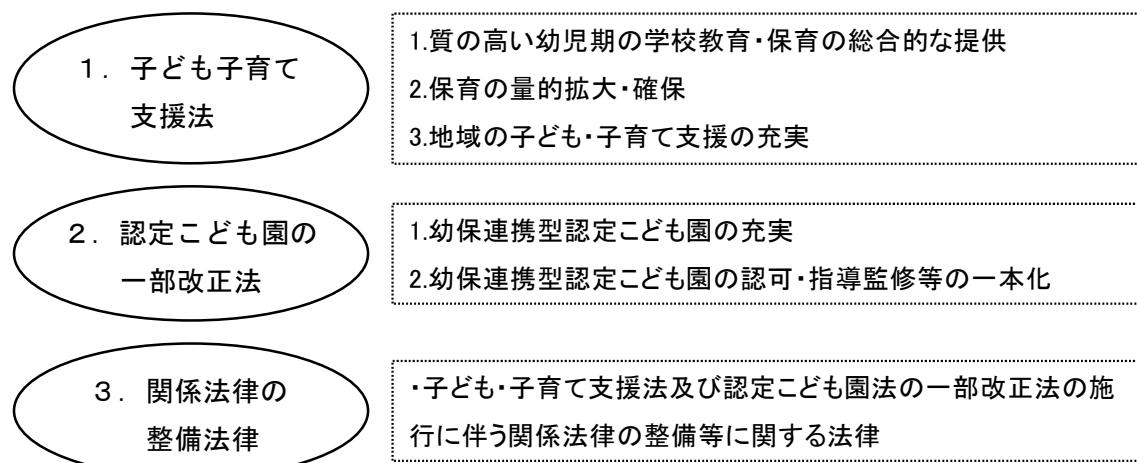
本町においても共働き家庭の増加とともに保育ニーズが上昇しているほか、津嘉山地区を中心とした人口の流入が顕著となっており、必然的に子ども数も増加で推移しています。保育園への申し込みが増えることに加え、幼稚園においても預かり保育等の保育機能の充実が求められる状況にありました。子育て家庭においては「幼児教育と保育機能」の両面が求められており、町では平成27年3月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」策定し、待機児童対策のほか子育て支援や要保護児童対策等も掲げ、推進してきたところであります。

平成27年度からの5年間では、保育ニーズが着実に上がり見込みを上回る状況となっていました。また、国は令和元年10月より「教育・保育の無償化」を開始し、3～5歳児の教育・保育施設等利用料金の無料(及び0～2歳児の一部無料)による、さらなる需要の上昇も考慮する必要が出てきました。

こういった中で、「保育ニーズ」に対応できる幼児・教育環境の充実を目指し、認可保育園の増改築や地域型保育の整備に加え、認可保育園の新規整備も行ってきました。さらに、公立幼稚園では、5歳児からの受け入れに加えて4歳児も預かる「2年保育」を導入するとともに、預かり保育の充実も行ってきました。

令和元年度は、5年を1期として策定される本計画の見直しの年となっています。現在においても本町の大きな課題である待機児童の解消を目指し供給量の確保を図るとともに、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、地域子ども・子育て支援事業、要保護児童対策など、子どもと子育て家庭が安心して過ごしていく環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化するものです。

■子ども・子育て関連三法（概要）



■子育てをめぐる課題と解決策（国のリーフレットより）

課題 1. 親の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育が望まれている。

（共働き家庭が増え、保育とともに教育の両方の機能を持つ施設が必要となっている。）

（対応策）：幼稚園機能と保育所機能を総合的に備える施設の普及（認定こども園）

課題 2. 家庭や地域の子育て力が低下している

（核家族化、地域性の希薄化など。親育て、地域のつながり不足）

（対応策）：地域での多様な子育て支援を展開（子育て相談・交流の場、一時預かりなど）

課題 3. 待機児童が存在する。保育所に預けられない。

（対応策）：保育所の計画的整備や、少人数を預かる保育への支援

子育てをめぐる課題に対する解決策を進めるために、市町村のおかれている現状を踏まえ、「幼児期の教育・保育」、「子ども・子育て支援事業」等のサービス提供について「必要量の見込み」と「提供量の確保策」、「質的改善」などを計画的に示し、地域での安心できる子育て支援環境づくりを講じていくことが本計画の目的です。

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。



子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
＝ 地域型保育給付
の対象※

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子ども・子育て支援事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の「確認」を受けたもの

2. 計画の位置づけ

＜法的根拠＞

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいています。改正された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

＜他計画との関係＞

本計画は、本町の上位計画である「第四次南風原町総合計画」を踏襲するとともに、「第二次南風原町地域福祉推進計画」をはじめとする子どもの福祉や教育に関する町の他計画等と整合性を図っています。また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図り策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の3つの計画を包含する必要があります。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画
2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）
3. 新・放課後子ども総合プラン

上記「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」は、前項で示すように、南風原町子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しています。

上記「新・放課後子ども総合プラン」は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。とされており、本町の場合は、南風原町子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しています。このため、上記3つの計画等は、次のような位置づけとなります。

第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

新・放課後総合プランに関する事項

市町村次世代育成支援行動計画

4. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ②社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。(第三の四5(二)関係)

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)

- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一 6 関係）
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（一）、（二）（1）関係）
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）（1）関係）
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三 2（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四 5（四）関係）に追加すること。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることができ「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5（四）関係）

- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3 関係）

（4）幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二 4 関係）
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四 3 関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランを策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020年度(令和2年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率80%に対応できるよう、2020年度末(令和2年度末)までに32万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

«参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～»

【保育の受け皿拡大の状況】

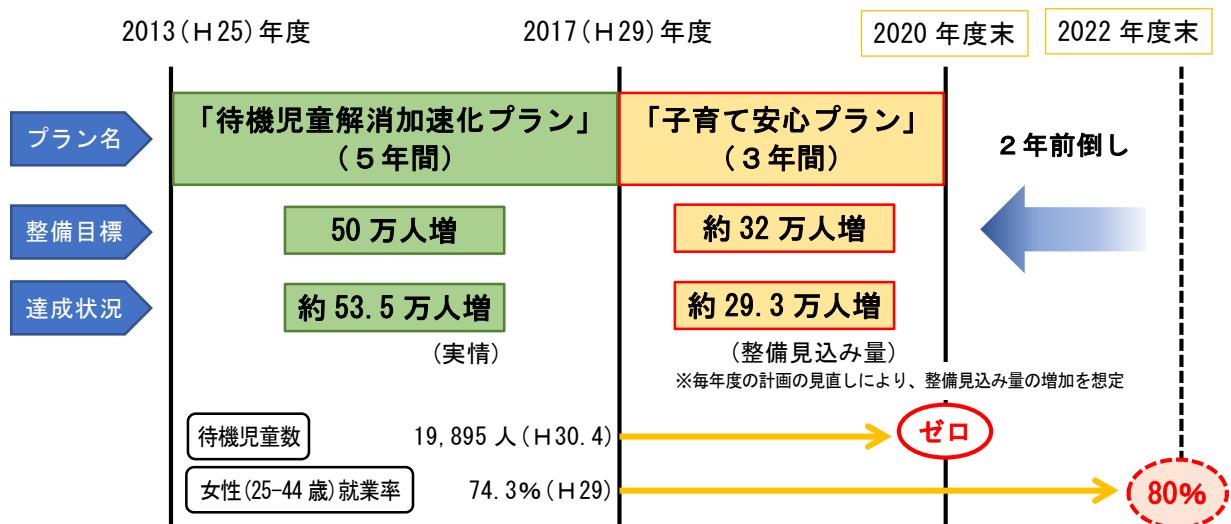
○待機児童解消加速化プラン(2013年度から2017年度末までの5年間)による保育の受け皿拡大量は約53.5万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。

○子育て安心プラン(2018年度から2020年度末までの3年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約32万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018年度当初の予定としては、3年間の整備見込み量は約29.3万人分(※)。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。



(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無料となりました。この点も考慮した量の見込み等計画策定に反映しています。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

② 支給要件以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。

- ・特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

5. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年計画です。また、計画中間にあたる令和 4 年度には、ニーズや社会情勢等を見極めながら計画の見直しを行います。



6. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取り組みの調整・確認を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「南風原町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

第2章 南風原町の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 南風原町の人口推計結果

① 総人口

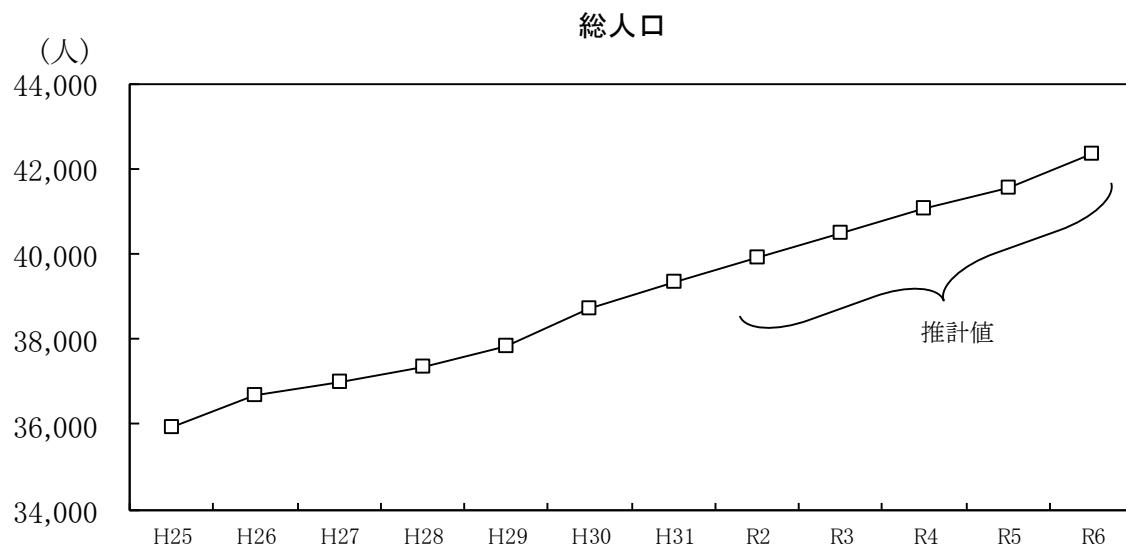
総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。

平成31年の総人口は39,316人。年々増加を続けていますが、中でも平成30年の増加人数は858人と多いです。

第2期計画初年度の令和2年には平成31年より580人増加すると見込まれています。また、令和4年(中間年)は1,734人増加、第2期計画最終年の令和6年は3,013人増と予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	35,941	36,663	36,989	37,356	37,842	38,700	39,316
前年からの増加人数	—	722	326	367	486	858	616

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31 実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
総人口推計値	39,896	40,467	41,050	41,561	42,329	580	1,734	3,013
前年からの増加人数	580	571	583	511	768	—	—	—



② 0～5歳児（就学前児童）

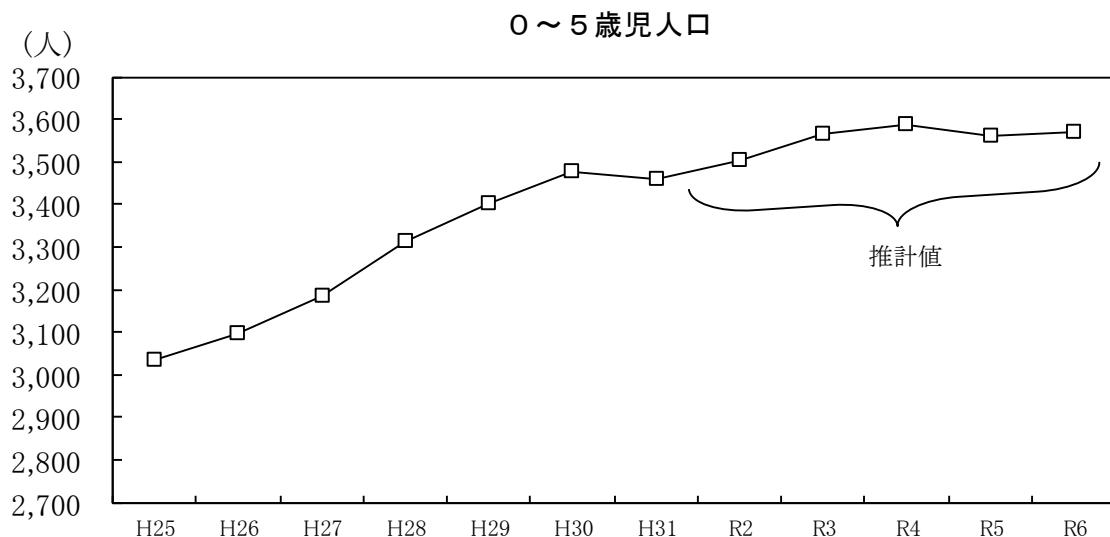
0～5歳児は、平成30年までは増加を続けますが、その後、横ばい傾向になると予測されます。

平成31年の3,461人が、第2期計画初年度の令和2年には3,503人と平成31年より42人増加し、第2期計画最終年の令和6年には3,569人と平成31年より108人増加します。

南風原町の合計特殊出生率は2.0を超える状況にありますが、子を産む女性の世代、町の場合は25歳～34歳の年齢層の女性人口が増が見込まれないため、出生数が増加せず、これにより将来の0～5歳児数も横ばいになると予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	3,033	3,098	3,185	3,311	3,400	3,475	3,461
前年からの増加人数	—	65	87	126	89	75	△ 14

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31 実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
0～5歳児推計値	3,503	3,563	3,589	3,562	3,569	42	128	108
前年からの増加人数	42	60	26	▲27	7	—	—	—

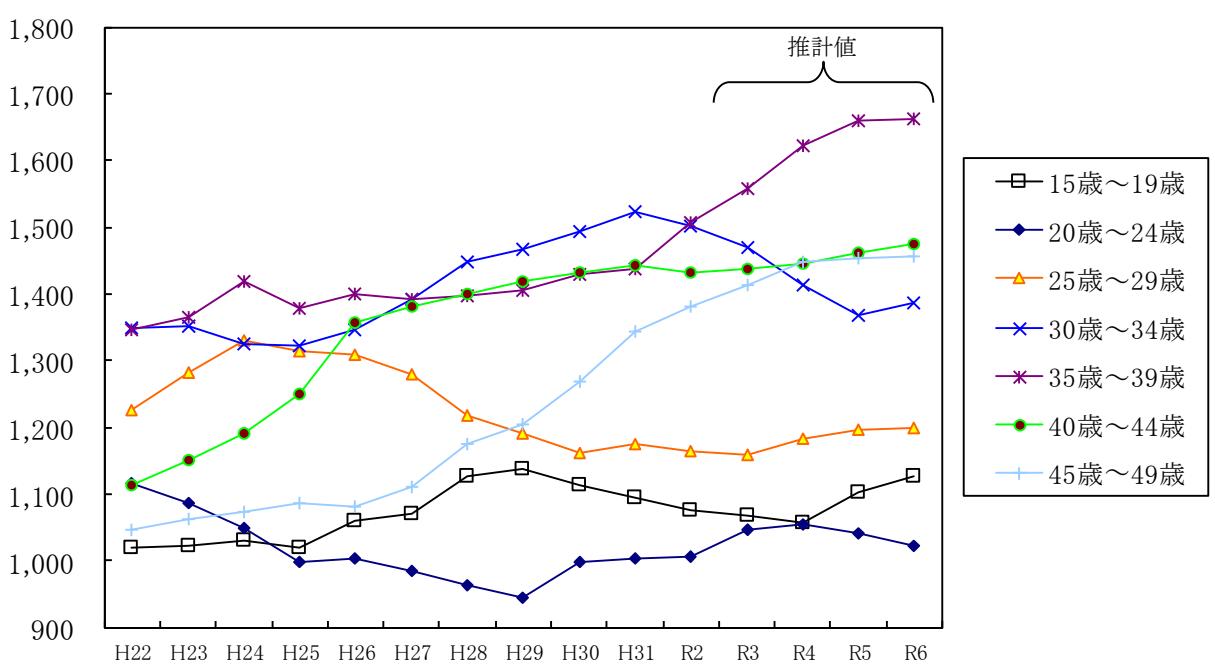


(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	—	—	—	1,020	1,022	1,031	1,018	1,060	1,071
20歳～24歳	—	—	—	1,117	1,086	1,049	999	1,004	985
25歳～29歳	—	—	—	1,226	1,282	1,329	1,314	1,309	1,279
30歳～34歳	—	—	—	1,348	1,352	1,324	1,322	1,347	1,391
35歳～39歳	—	—	—	1,347	1,365	1,419	1,379	1,399	1,391
40歳～44歳	—	—	—	1,114	1,150	1,191	1,250	1,356	1,382
45歳～49歳	—	—	—	1,046	1,063	1,073	1,085	1,081	1,110
総計	—	—	—	8,218	8,320	8,416	8,367	8,556	8,609

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	1,126	1,137	1,113	1,095	1,076	1,067	1,057	1,101	1,126
20歳～24歳	962	944	999	1,002	1,005	1,045	1,054	1,040	1,023
25歳～29歳	1,218	1,190	1,161	1,174	1,165	1,158	1,183	1,196	1,199
30歳～34歳	1,447	1,467	1,493	1,524	1,502	1,469	1,414	1,368	1,387
35歳～39歳	1,397	1,405	1,430	1,438	1,508	1,558	1,621	1,660	1,663
40歳～44歳	1,400	1,419	1,433	1,443	1,431	1,437	1,444	1,462	1,476
45歳～49歳	1,174	1,205	1,268	1,344	1,382	1,413	1,448	1,454	1,457
総計	8,724	8,767	8,897	9,020	9,069	9,147	9,221	9,281	9,331

(人) 母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)

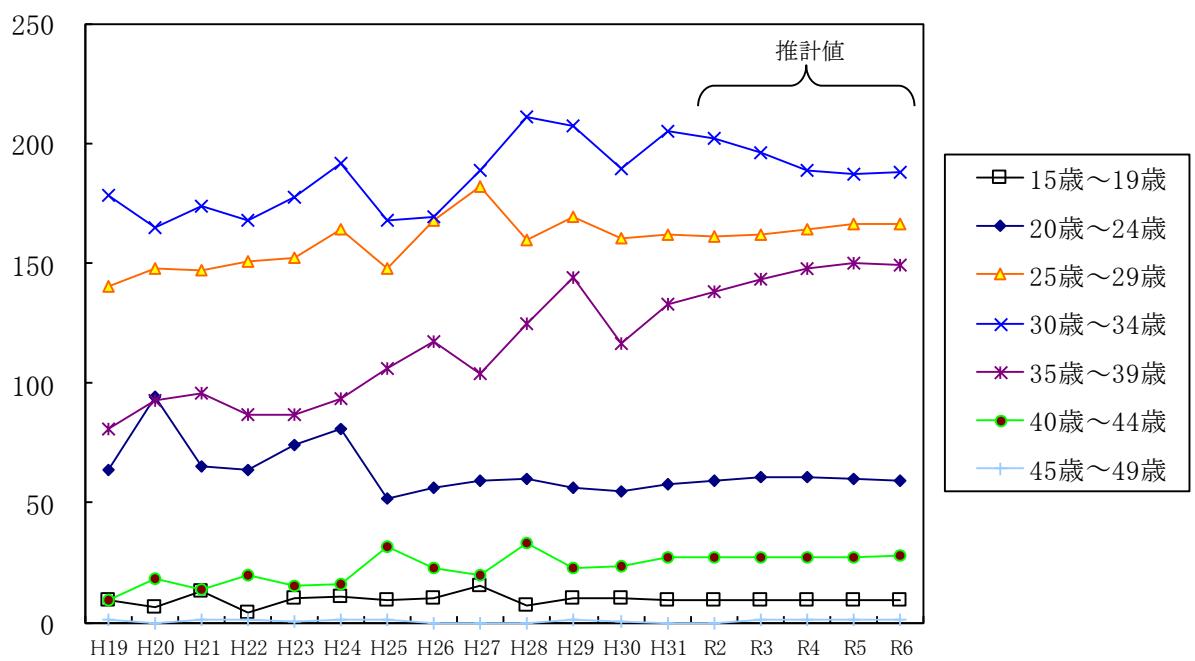


(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	9	6	13	4	10	11	9	10	15
20歳～24歳	64	94	65	64	74	80	52	56	59
25歳～29歳	140	148	147	151	152	164	148	168	182
30歳～34歳	178	165	174	168	177	192	168	169	189
35歳～39歳	81	93	96	87	86	93	106	117	104
40歳～44歳	9	18	14	20	15	16	32	23	20
45歳～49歳	1	0	1	1	1	1	1	0	0
総計	482	524	510	495	516	558	516	543	569

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	7	10	10	9	9	9	9	9	9
20歳～24歳	60	56	55	58	59	61	61	60	59
25歳～29歳	160	169	160	162	161	162	164	166	166
30歳～34歳	211	207	190	205	202	196	189	187	188
35歳～39歳	125	144	116	133	138	143	148	150	149
40歳～44歳	33	23	24	27	27	27	27	27	28
45歳～49歳	0	1	0	0	0	1	1	1	1
総計	596	610	555	594	596	599	599	600	600

(人) 母親の年齢階級別出生数の推移 (15～49歳)



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
15 歳～19 歳	—	—	—	0.00392	0.00996	0.01067	0.00884	0.00943	0.01401
20 歳～24 歳	—	—	—	0.05730	0.06848	0.07666	0.05205	0.05578	0.05990
25 歳～29 歳	—	—	—	0.12316	0.11858	0.12370	0.11263	0.12834	0.14230
30 歳～34 歳	—	—	—	0.12463	0.13113	0.14481	0.12708	0.12546	0.13587
35 歳～39 歳	—	—	—	0.06459	0.06332	0.06586	0.07687	0.08363	0.07477
40 歳～44 歳	—	—	—	0.01795	0.01304	0.01361	0.02560	0.01696	0.01447
45 歳～49 歳	—	—	—	0.00096	0.00068	0.00073	0.00092	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	—	—	—	1.97	2.03	2.19	2.02	2.10	2.21

	H 28	H 29	H 30	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
15 歳～19 歳	0.00622	0.00880	0.00906	0.00822	0.00836	0.00843	0.00851	0.00817	0.00799
20 歳～24 歳	0.06237	0.05932	0.05485	0.05788	0.05871	0.05837	0.05787	0.05769	0.05767
25 歳～29 歳	0.13136	0.14202	0.13789	0.13799	0.13820	0.13990	0.13863	0.13880	0.13845
30 歳～34 歳	0.14582	0.14110	0.12708	0.13451	0.13449	0.13342	0.13366	0.13670	0.13554
35 歳～39 歳	0.08948	0.10249	0.08132	0.09249	0.09151	0.09178	0.09130	0.09036	0.08960
40 歳～44 歳	0.02357	0.01621	0.01655	0.01871	0.01887	0.01879	0.01870	0.01847	0.01897
45 歳～49 歳	0.00000	0.00083	0.00024	0.00000	0.00000	0.00071	0.00069	0.00069	0.00069
合計特殊出生率	2.30	2.36	2.14	2.25	2.26	2.26	2.25	2.26	2.25

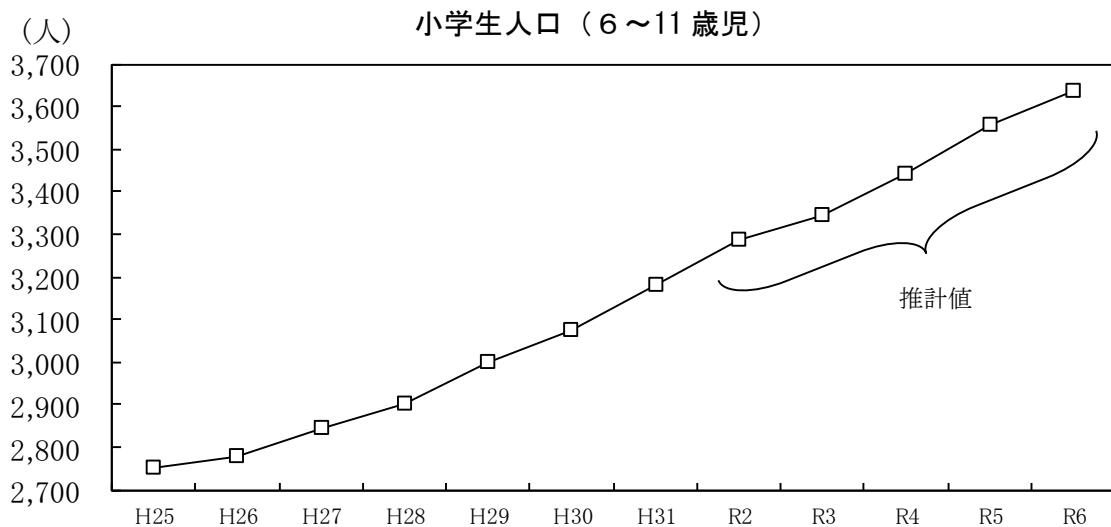
③ 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、実績も推計も増加傾向で推移しています。

第2期計画初年度の令和2年には3,286人と平成31年より107人増加、第2期計画最終年の令和6年には3,635人と、平成31年より456人増加することが見込まれます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,749	2,776	2,846	2,902	2,998	3,073	3,179
前年からの増加人数	—	27	70	56	96	75	106

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31 実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
6～11歳児推計値	3,286	3,342	3,441	3,558	3,635	107	262	456
前年からの増加人数	107	56	99	117	77	—	—	—

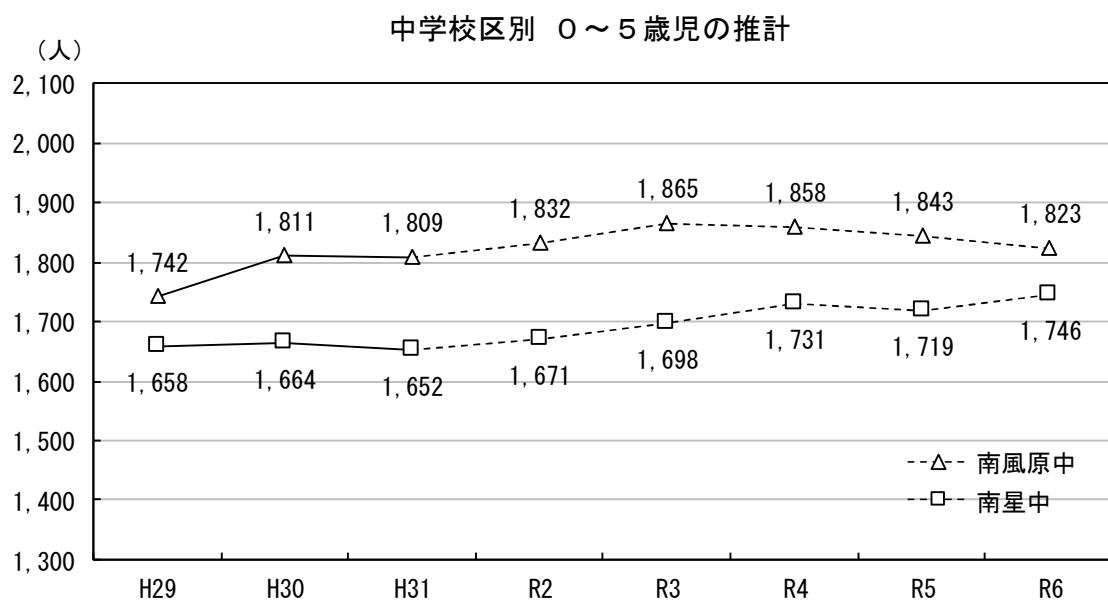


(2) 中学校区別の推計

① 0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を中学校区別に見ると、南星中学校区は概ね増加で推計されていますが、南風原中学校区は増加で推移していますが、令和4年以降は減少に転じると予測されています。

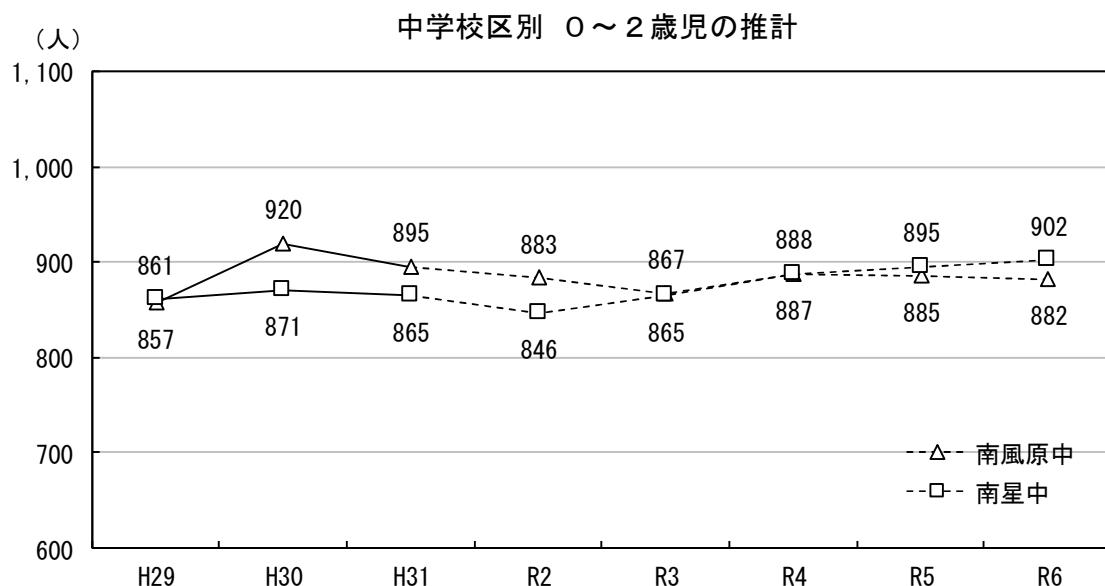
0～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	3,400	3,475	3,461	3,503	3,563	3,589	3,562	3,569
南風原中	1,742	1,811	1,809	1,832	1,865	1,858	1,843	1,823
南星中	1,658	1,664	1,652	1,671	1,698	1,731	1,719	1,746



② 0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を中学校区別に見ると、どちらの中学校区も平成31年では前年より減少していますが、その後は南星中学校区では令和3年、南風原中学校区では令和4年で増加に転じると推計されます。

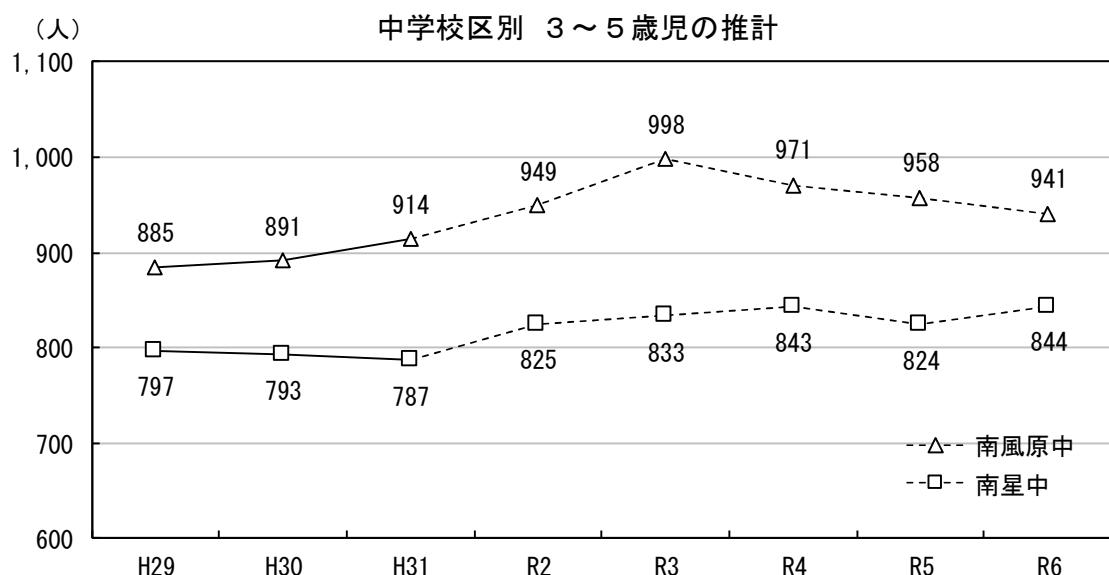
0～2歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,718	1,791	1,760	1,729	1,732	1,775	1,780	1,784
南風原中	857	920	895	883	867	887	885	882
南星中	861	871	865	846	865	888	895	902



③3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を中学校区別に見ると、南風原中学校区では令和3年までは増加で推移していますが、その後は減少に転じると推計されます。南星中学校区はゆるやかな増加が続くと予測されます。

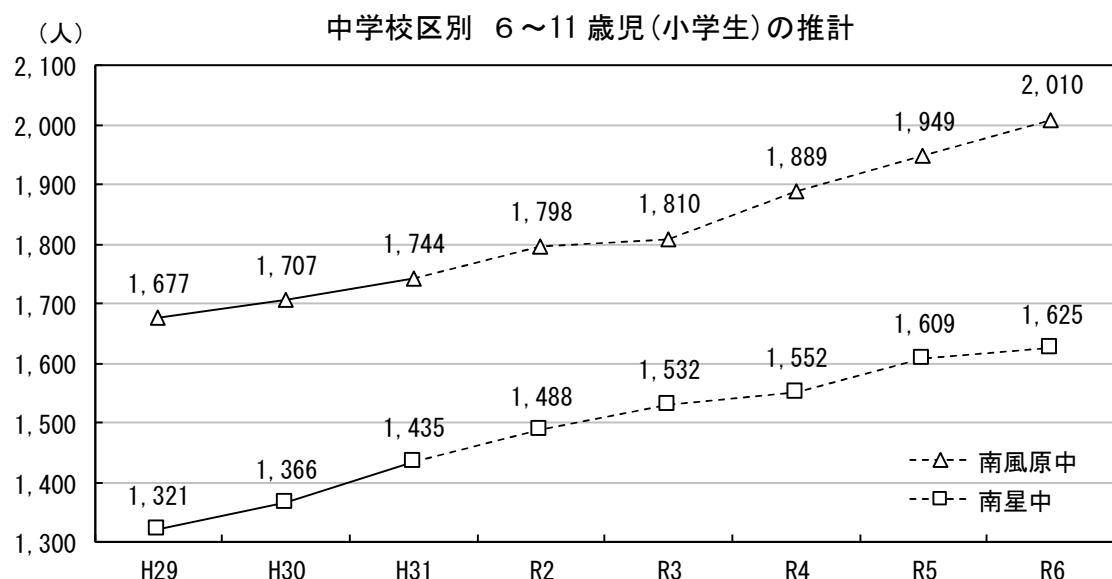
3～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,682	1,684	1,701	1,774	1,831	1,814	1,782	1,785
南風原中	885	891	914	949	998	971	958	941
南星中	797	793	787	825	833	843	824	844



④ 6～11歳児(小学生)の推計

6～11歳児(小学生)の人口を中学校区別に見ると、どちらの中学校区とも増加で推移していくと予測されます。

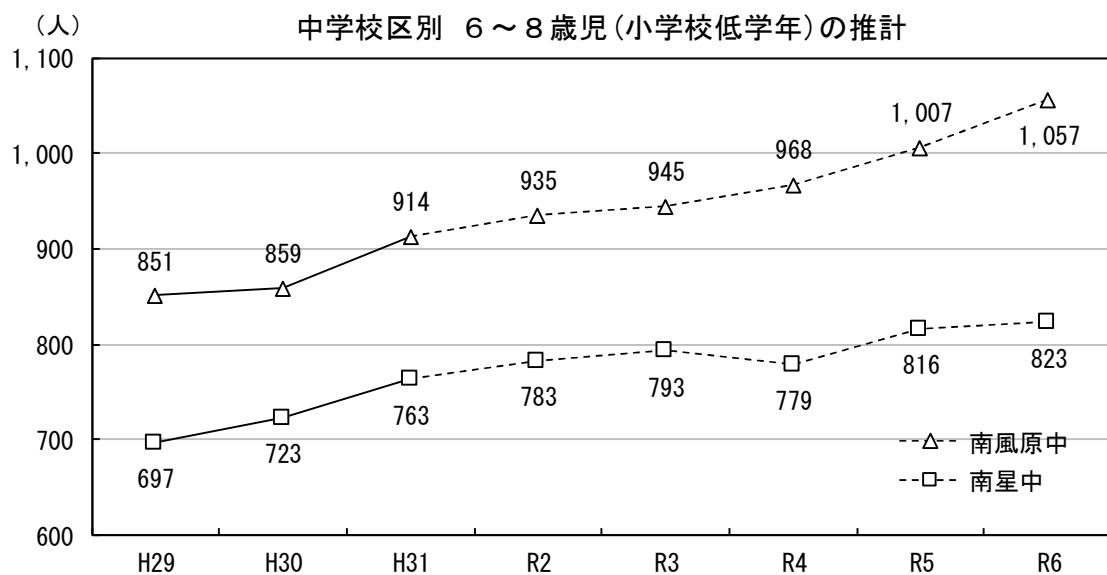
小学生	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	2,998	3,073	3,179	3,286	3,342	3,441	3,558	3,635
南風原中	1,677	1,707	1,744	1,798	1,810	1,889	1,949	2,010
南星中	1,321	1,366	1,435	1,488	1,532	1,552	1,609	1,625



⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を中学校区別に見ると、どちらの中学校区とも増加で推計されていますが、南風原中学校区は大きく増加すると見込まれています。

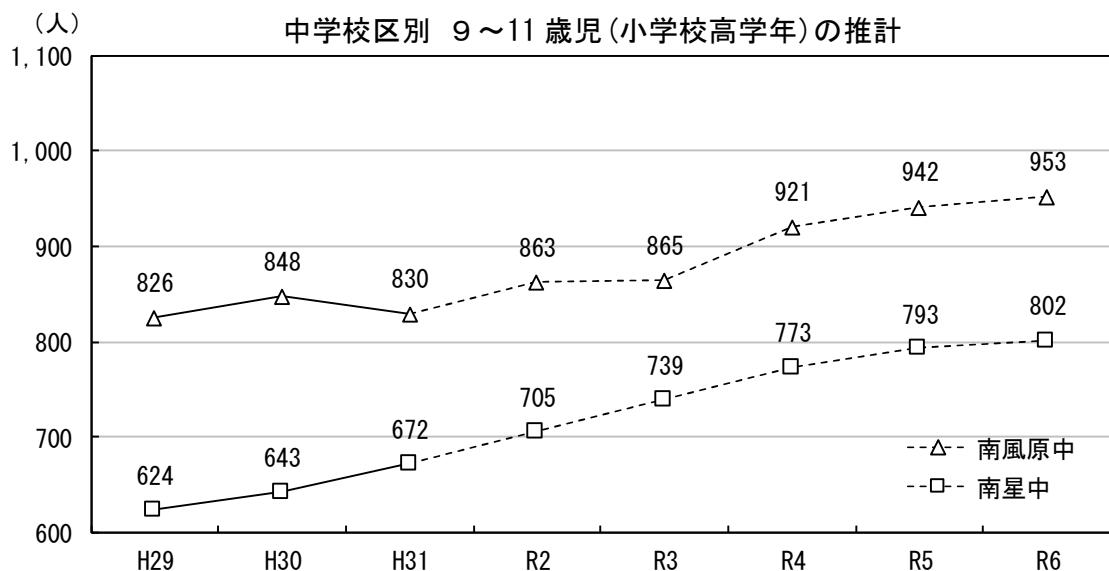
小学低学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,548	1,582	1,677	1,718	1,738	1,747	1,823	1,880
南風原中	851	859	914	935	945	968	1,007	1,057
南星中	697	723	763	783	793	779	816	823



⑥ 9～11歳児(小学校高学年)の推計

9～11歳の人口(小学校高学年)を中学校区別に見ると、南風原中学校区では平成31年には少し減少しますが、その後は増加で推移すると見込まれています。南星中学校区は増加が続くと予測されています。

小学校高学年	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,450	1,491	1,502	1,568	1,604	1,694	1,735	1,755
南風原中	826	848	830	863	865	921	942	953
南星中	624	643	672	705	739	773	793	802



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 教育・保育施設等の設置・定員・利用者数

① 教育・保育施設等の定員数の推移

町内の教育・保育施設等の定員数を見ると、平成31年度では、1号認定は公立幼稚園や認定こども園の735人、2号認定は認可保育園や認定こども園の853人、3号認定は認可保育園や小規模保育、事業所内保育による964人となっています。平成26年度以降の推移を見ると、2号認定、3号認定の定員は大きく増加しており、保育ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	525			525	525			525	645			645
私立幼稚園	175			175	200			200	200			200
認可保育園		576	694	1,270		576	694	1,270		615	745	1,360
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0			18	18
事業所内保育			0	0			10	10			10	10
計	700	576	694	1,970	700	576	704	2,005	845	615	773	2,233
1号、2号別計	700		1,270	1,970	700		1,280	2,005	845		1,388	2,233

(定員ベース)

単位：人

	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	735			735	735			735	645			645
私立幼稚園	200			200	200			200	0			0
認可保育園		660	795	1,455		749	858	1,607		793	898	1,691
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	90	60	0	150
小規模保育			37	37			56	56			56	56
事業所内保育			10	10			10	10			10	10
計	935	660	842	2,437	935	749	924	2,608	735	853	964	2,552
1号、2号別計	935		1,502	2,437	935		1,673	2,608	735		1,817	2,552

各年4月現在

※公立幼稚園については、各年齢毎の教室数に受入人数を乗じています。また、平成31年度より条例改正を行い、1クラス原則30人定員にした事による定員減となります。

(2) 幼稚園

①公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、平成 31 年では町内の 4 園で定員 645 人に対し、526 人が利用しています。すべての園で 4 歳児からの受け入れを行っています。

公立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数				クラス数			
		計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児
南風原幼稚園	180	133	0	31	102	6	0	2	4
津嘉山幼稚園	210	185	0	38	147	7	0	2	5
北丘幼稚園	165	123	0	41	82	5	0	2	3
翔南幼稚園	90	85	0	26	59	3	0	1	2
総 数	645	526	0	136	390	21	0	7	14

平成 31 年 4 月現在

公立幼稚園利用の推移を見ると、平成 30 年度までは増加で推移していますが、平成 31 年度では減少しています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3 歳児	0	0	0	0	0	0
4 歳児	0	0	123	190	175	136
5 歳児	359	351	361	395	434	390
計	359	351	484	585	609	526

各年度 4 月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成 26 年度は利用園児の 69.08%が利用、31 年度は 80.42%が利用しており、預かり保育のニーズが上昇していることがわかります。

公立幼稚園午後の預かり保育の利用推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園児数(人)	359	359	484	585	609	526
預かり人数(人)	248	278	385	495	460	423
預かり利用割合(%)	69.08	77.44	79.55	84.62	75.53	80.42

各年度 4 月現在

公立幼稚園年齢別の午後の預かり保育の利用状況

単位：人

施設名	定員				利用園児数			
	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
南風原幼稚園	170	0	50	120	112	0	23	89
津嘉山幼稚園	200	0	50	150	151	0	28	123
北丘幼稚園	140	0	50	90	90	0	23	67
翔南幼稚園	85	0	25	60	70	0	21	49
総 数	595	0	175	420	423	0	95	328

平成 31 年 4 月現在

②私立幼稚園利用園児数

町内の私立幼稚園の利用者は平成 30 年度では 88 人となっています。利用園児数を年齢別に見ると、3 歳児は平成 29 年まで 40 人前後ありますが、平成 30 年度では 26 人と少なくなっています。

私立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3歳児	40	37	41	43	26
4歳児	31	42	31	31	38
5歳児	25	32	41	21	24
計	96	111	113	95	88

各年度 4 月現在

(3) 保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、第1期計画開始年の平成27年は1,619人であるのに対し、平成31年では2,096人となっており、毎年増加で推移しています。0歳児は年度途中での入所希望が多くなるため、4月時点ではほかの年齢に比べて申し込みが少なくなっていますが、10月時点でもみると4月時点より多い数で推移しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	133	166	180	213	222	214
1歳	339	338	384	415	470	475
2歳	320	366	380	381	426	471
3歳	311	335	395	369	403	433
4歳	301	332	306	293	304	364
5歳	88	82	98	98	94	139
申込者数	1,492	1,619	1,743	1,769	1,919	2,096

各年4月1日現在

保育園等申込者数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	246	288	305	344	366	349
1歳	356	359	392	423	477	489
2歳	324	378	385	397	437	480
3歳	318	348	396	367	406	431
4歳	301	338	305	292	302	364
5歳	88	83	97	97	95	135
申込者数	1,633	1,789	1,880	1,920	2,083	2,248

各年10月1日現在

②定員数の推移

保育施設等の定員を見ると、第1期計画開始年の平成27年は1,280人であるのに対し、平成31年では1,817人と増加しており、保育ニーズに対応するように整備に努めてきたことがわかります。

保育園等定員数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	200	200	224	235	260	269
1歳	242	246	269	297	324	337
2歳	252	258	280	310	340	358
3歳	261	261	278	295	334	370
4歳	242	242	260	272	308	343
5歳	73	73	77	93	107	140
定員数	1,270	1,280	1,388	1,502	1,673	1,817

各年4月1日現在

保育園等定員数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	200	200	230	250	269	269
1歳	242	246	275	313	333	337
2歳	252	258	287	329	352	358
3歳	261	261	278	309	349	370
4歳	242	242	260	287	323	343
5歳	73	73	77	93	107	140
定員数	1,270	1,280	1,407	1,581	1,733	1,817

各年10月1日現在

③利用人数の推移

保育施設等の利用人数について見ると、第1期計画開始年の平成27年は1,457人であるのに対し、平成31年では1,881人と大きく増加しています。特に3歳児で増加数が大きくなっています。

保育園等利用人数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	124	150	173	200	209	203
1歳	295	285	299	323	357	362
2歳	296	306	323	348	387	408
3歳	306	313	330	334	373	406
4歳	296	321	302	293	300	363
5歳	88	82	98	98	94	139
利用人数	1,405	1,457	1,525	1,596	1,720	1,881

各年4月1日現在（町外に通う児童も含む）

保育園等利用人数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	184	200	219	227	255	241
1歳	298	288	305	347	389	386
2歳	299	308	337	363	406	414
3歳	308	315	331	347	390	407
4歳	295	323	301	292	302	363
5歳	88	83	97	97	95	135
利用人数	1,472	1,517	1,590	1,673	1,837	1,946

各年10月1日現在（町外に通う児童も含む）

④保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用人数は定員を上回る状況にあり、町ではほぼ毎年弾力化による受け入れを行っています。平成28年までは110%前後の弾力化率となっていましたが、その後は減少し、平成31年では103.52%で運営しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
定員(人)	1,270	1,280	1,388	1,502	1,673	1,817
利用児童数(人)	1,405	1,457	1,525	1,596	1,720	1,881
弾力化率(%)	110.63	113.83	109.87	106.26	102.81	103.52

各年4月1日現在

⑤認可保育園一覧（平成 31 年 4 月 1 日現在）

認可保育園の整備状況を見ると、平成 31 年では公立 1 園、法人園 14 園の計 15 園整備されています。ほとんどの園で定員を上回る入所児童数となっています。

平成 31 年では 5 歳児保育実施園は 7 園です。

認可保育園別年齢別利用児童数

単位：人

保育園名	定員	利用児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
宮平保育所	60	54	5	8	12	14	15	0
津嘉山保育園	150	153	20	30	34	34	35	0
かねぐすく保育園	100	100	9	18	18	22	18	15
南風原はなぞの保育園	141	147	15	24	30	30	27	21
若夏保育園	120	131	20	28	28	28	27	0
みつわ保育園	136	139	13	28	28	27	25	18
さんご保育園	180	192	23	29	36	38	34	32
はえばる保育園	150	167	21	36	36	38	36	0
マイフレンズ保育園	120	97	9	18	18	20	19	13
ていだ保育園	120	129	17	24	30	30	28	0
なのはな保育園	120	130	15	24	30	28	25	8
よなは保育園	97	99	8	18	22	18	21	12
ももの木保育園	60	71	9	12	18	21	11	0
やまがわ保育園	77	84	6	17	18	24	19	0
南風原やまびこ保育園	60	54	8	10	11	15	10	0
合計	1,691	1,747	198	324	369	387	350	119

平成 31 年 4 月 1 日現在

⑥認定こども園一覧（平成 31 年 4 月 1 日現在）

平成 31 年 4 月現在、町内には認定こども園が 1 園あります。利用児童数は 62 人となっています。

認定こども園別年齢別利用児童数

単位：人

認定こども園名	認定区分	定員	利用児童数				※町在住児
			計	3歳児	4歳児	5歳児	
開邦幼稚園	1号	90	21	9	8	4	
	2号	60	41	13	11	17	
合 計		150	62	22	19	21	

※上記利用児童数は町内在住者のみ記載（町外の利用児童は含めていない）

⑦地域型保育事業所一覧（平成31年4月1日現在）

地域型保育事業所は平成31年で4か所の整備となっています。

地域型保育事業所の年齢別利用児童数

単位：人

地域型保育事業所名	定員	利用児童数				
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児
よいサマリヤ人保育園	10	12	0	3	6	3
めだか保育園	18	20	2	6	12	0
くわの実保育園	19	21	2	11	8	0
たいようのおか保育園	19	20	1	11	8	0
合 計	66	73	5	31	34	3

⑧4月時点と10月時点の保育施設等利用者の比較（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

平成30年度の入所児童数は4月の1,720人から10月には1,837人へと117人増加しています。特に、0歳児では46人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育施設等年齢別利用児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	1,720	209	357	387	373	300	94
10月児童数	1,837	255	389	406	390	302	95
増加人数	117	46	32	19	17	2	1

平成30年実績

⑨待機児童数の推移

待機児童数を見ると、平成 31 年度は 208 人であり、第 1 期計画初期の平成 27 年比べて、81 人増加しています。年齢別に見ると、4 月時点では 1 歳児、10 月時点では 0 歳児が待機児童のほとんどを占めており、低年齢児での待機児童解消が課題となっています。

待機児童数推移（4 月）

単位：人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	6	9	2	8	11	7
1 歳	24	45	80	85	112	112
2 歳	14	51	47	23	38	63
3 歳	3	16	58	34	29	25
4 歳	2	6	1	0	4	1
5 歳	0	0	0	0	0	0
待機児童数	49	127	188	150	194	208

各年 4 月 1 日現在

待機児童数推移（10月）

単位：人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0 歳	30	65	69	109	109	102
1 歳	31	63	83	72	86	102
2 歳	9	60	36	19	30	66
3 歳	4	26	58	19	14	23
4 歳	2	2	2	0	0	1
5 歳	0	0	0	0	0	0
待機児童数	76	216	248	219	239	294

各年 10 月 1 日現在

⑩4 月時点と 10 月時点の待機児童数の比較

平成 30 年度の待機児童数は 4 月の 194 人から 10 月には 239 人へと 45 人増加しています。特に、0 歳児では 98 人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育施設等年齢別待機児童数

単位：人

	計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 30 年 4 月	194	11	112	38	29	4	0
平成 30 年 10 月	239	109	86	30	14	0	0
増 減	45	98	▲26	▲8	▲15	▲4	0

(4) 教育・保育施設の利用比較

教育保育施設の利用について、第1期計画開始前の平成26年と平成31年を比較すると、5歳児については、平成26年は公立幼稚園利用が72.2%でしたが、平成31年では68.5%に減少しています。反対に、保育園利用の5歳児は、平成26年は17.7%となっていますが、平成31年では24.4%になっており、保育園での5歳児保育受け入れ園の増加に伴い、利用状況に変化が見られ始めています。

平成26年と平成31年の教育・保育施設の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立幼稚園 1号認定	H26					0(0)	359(72.2)	359(11.6)
	H31					136(24.5)	390(68.5)	526(15.2)
保育園 2、3号認定	H26	124(24.5)	295(52.9)	296(55.2)	306(59)	296(61.4)	88(17.7)	1,405(45.4)
	H31	203(37.3)	362(61)	408(65.5)	406(70.2)	363(65.5)	139(24.4)	1,881(54.3)
児童人口	H26	506	558	536	519	482	497	3,098
	H31	544	593	623	578	554	569	3,461

(5) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育の利用について見ると、平成 28 年まで減少していましたが、その後増加へ転じ、平成 30 年度は延べ 28,142 人が利用しています。

延長保育事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
延長保育	28,841	26,735	25,847	27,959	28,142

①-1 一時預かりの利用状況（保育園）

保育園における一時預かりは、実施園は 3 園でしたが、平成 29 年では 1 園、平成 30 年度は未開園のため 0 人となっています。

一時預かりの利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
一時預かり	2,680	3,271	3,550	886	0

※実施園（宮平保育所、かねぐすく保育園、みつわ保育園）

※平成 29 年度はかねぐすく保育園のみ（保育士確保が出来なかったため）

※平成 30 年度は 3 施設未開園（保育士確保が出来なかったため）

※半日は 0.5 人で計算

①-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）については、平成 30 年度は 1 か所での実施であり、年間延べ 6,243 人の利用となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
宮平保育所	5,474	6,416	5,280	4,025	0
津嘉山保育園 (たんぽぽ広場)	4,472	3,977	4,958	5,879	6,243
かねぐすく保育園	2,360	2,307	2,323	2,200	0
計	12,306	12,700	12,561	12,104	6,243

※平成 30 年度は津嘉山保育園のみ（保育士確保が出来なかったため）

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、町では1カ所に委託して実施しています。利用者数は近年、増加傾向となっており、年間延べ利用人数が、平成30年度では421人となっています。

病児・病後児保育事業の推移

単位：人

病児・病後児保育	年間利用延べ人数				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
わんぱくクリニック	—	332	257	324	421

③ファミリーサポートセンター事業

③-1 会員数

ファミリーサポートセンターの会員数について見ると、平成31年度ではおねがい会員が403人、サポート会員が97人、どっちも会員が61人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるサポート会員・どっちも会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
おねがい会員	228	274	317	359	403
サポート会員	78	83	83	90	97
どっちも会員	45	47	52	53	61

各年4月1日現在

④放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについて見ると、平成31年で21カ所であり、857人の利用となっています。学年別に見ると1・2年生での利用が非常に多くなっており、高学年になると利用は少なくなります。(平成31年の支援単位数は24カ所)

放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
クラブ数	18	13	18	20	20	21
利用児童数計 (未就学除く)	605	601	673	760	803	857
1年生	225	218	239	268	277	298
2年生	187	175	188	208	237	248
3年生	108	114	133	146	152	177
4年生	46	52	70	83	87	86
5年生	19	30	27	36	36	29
6年生	12	12	16	19	14	19

各年度4月現在

放課後児童クラブの年齢別利用児童数

単位：人

名称	地区 (学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 みやび学童クラブ	北丘小学校	34	12	15	2	0	3	2
2 よなは学童クラブ	北丘小学校	45	15	8	15	7	0	0
3 よなは第二学童クラブ	北丘小学校	45	19	19	1	1	5	0
4 北丘学童クラブ	北丘小学校	45	23	9	7	6	0	0
5 第二北丘学童クラブ	北丘小学校	29	1	9	10	9	0	0
6 学童クラブV I - V A	北丘小学校	70	18	21	20	9	2	0
7 こもれび学童クラブ	南風原小学校	43	13	14	13	2	1	0
8 こがね森学童クラブ	南風原小学校	22	8	2	3	2	3	4
9 第二こがね森学童クラブ	南風原小学校	29	9	7	7	4	2	0
10 キッズクラブ カナカナ	南風原小学校	30	14	5	6	4	1	0
11 キッズクラブ Linkリンク	南風原小学校	36	17	10	8	0	1	0
12 ドルチェ学童クラブ	南風原小学校	55	21	13	14	3	0	4
13 いこい学童クラブ	翔南小学校	50	18	14	10	6	1	1
14 翔南学童クラブ	翔南小学校	43	16	16	4	5	2	0
15 みつわ学童クラブ	翔南小学校	52	18	22	8	4	0	0
16 学童クラブ わんぱく家	津嘉山小学校	29	9	10	2	2	2	4
17 学童クラブ うーまく家	津嘉山小学校	34	9	12	6	6	0	1
18 竹の子学童クラブ	津嘉山小学校	43	9	15	10	6	3	0
19 第二竹の子学童クラブ	津嘉山小学校	30	5	6	10	3	3	3
20 津嘉山学童クラブ	津嘉山小学校	48	20	11	12	5	0	0
21 津嘉山うむさ学童クラブ	津嘉山小学校	45	24	10	9	2	0	0
総 数		857	298	248	177	86	29	19

平成 31 年 4 月現在

その他学童クラブの年齢別利用児童数（放課後健全育成事業外）

単位：人

名称	地区 (学校)	利用児童数							
		計	未就学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
正道館学童クラブ	南風原小学校	36	0	9	6	6	7	5	3

平成 31 年 4 月現在

(6)認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

町内の認可外保育施設は平成31年で13カ所となっており、町内からは平成31年で247人が利用しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	15	12	8	9	10	13
利用園児数(人)	600	625	352	333	371	394
うち南風原町在住児(人)	—	—	206	200	237	247
町外の認可外保育施設利用かつ南風原町在住児(人)※	—	128	151	89	57	—

各年4月現在

※町外認可外保育施設利用の助成対象者

※H29年度～H30年度には町外認可外補助対象児含む。

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	区域	定員	利用児童数					
			計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
1 たんぽぽ保育園	南風原	49	42(24)	0(0)	8(6)	15(9)	17(9)	2(0)
2 なでしこ学園	南風原	59	59(48)	0(0)	14(11)	14(13)	11(9)	13(9)
3 育伸北丘幼稚園	南風原	14	9(7)	0(0)	1(1)	4(3)	2(2)	1(1)
4 心和保育園	南風原	24	21(5)	0(0)	5(0)	16(5)	0(0)	0(0)
5 みなみのこ保育園	南風原	40	20(7)	0(0)	6(3)	9(2)	4(2)	0(0)
6 イオンゆめみらい保育園	南風原	12	8(2)	2(0)	3(0)	3(2)	0(0)	0(0)
7 ゆかぜ保育園	南風原	13	18(8)	5(2)	5(3)	4(2)	4(1)	0(0)
8 いろいろ保育園	南風原	19	11(9)	0(0)	6(5)	5(4)	0(0)	0(0)
9 さくら保育園	南星	44	44(33)	1(1)	12(10)	12(8)	18(14)	1(0)
10 さくらんぼ保育園	南星	76	72(47)	2(1)	20(13)	23(16)	19(13)	8(4)
11 ないいろ乳幼稚園	南星	41	56(34)	0(0)	15(11)	22(16)	17(7)	2(0)
12 みらい保育園つかざん園	南星	40	25(15)	0(0)	12(7)	9(6)	4(2)	0(0)
13 キラキラすまいる保育園	南星	12	9(8)	1(1)	6(6)	2(1)	0(0)	0(0)
総 数		443	394(247)	11(5)	113(76)	138(87)	96(59)	27(14)
								9(6)

平成31年4月1日現在

※()の数字は南風原町民で認可外保育施設に通っている人数

(7) その他

①放課後子ども教室の推移

町内では放課後子ども教室を平成31年度は4カ所で実施しています。利用者数は115人であり、低学年を中心に利用されています。

放課後子ども教室の学年別利用児童数

単位：カ所、人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども教室数	4	4	4	4	4	4
利用児童数計	115	129	123	112	113	115
1年生	46	45	52	45	45	59
2年生	26	41	32	37	39	47
3年生	19	16	25	18	20	6
4年生	14	11	10	5	7	1
5年生	10	7	2	1	2	1
6年生	0	9	2	6	0	1

各年4月現在

①-1 放課後子ども教室の利用状況

放課後子ども教室でもっとも多く利用されているのは北丘小学校の「わんぱく広場」で43人となっています。

放課後子ども教室別学年別利用児童数

単位：人

名称	地区 (学校)	利用児童数				
		計	1年生	2年生	3年生	4年生以上
わくわく広場	南風原小	30	16	13	1	0
ひやゆい広場	津嘉山小	27	11	16	0	0
わんぱく広場	北丘小	43	20	16	4	3
すくすく広場	翔南小	15	12	2	1	0
総 数		115	59	47	6	3

平成31年4月1日現在

②児童館の推移

町内の児童館は4カ所あり、年間の利用者数は平成30年度で延べ46,246人であり、小学校低学年での利用が多くなっています。

児童館の学年別利用児童数

単位：カ所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童館数	4	4	4	4	4
延べ利用児童数計	48,004	53,962	48,747	50,184	46,246
1年生	6,853	7,328	5,042	7,071	7,928
2年生	7,382	8,100	7,715	6,862	6,470
3年生	6,881	8,543	6,137	8,721	8,494
4年生	7,836	7,088	6,181	5,509	7,949
5年生	8,476	9,312	9,463	8,281	5,415
6年生	4,932	8,862	8,686	10,002	5,323
中学生以上	5,644	4,729	5,523	3,738	4,667

②-1 児童館の利用状況

児童館別で見ると、津嘉山児童館が年間15,736人でもっとも多くなっています。

児童館別学年別利用児童数

単位：人

名称	地区 (学校)	利用児童数					
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
北丘児童館	北丘小学校	13,643	3,250	2,091	3,455	2,105	1,363
兼城児童館	南風原小学校	7,261	846	913	2,235	1,548	657
本部児童館	翔南小学校	4,939	352	1,135	284	2,023	409
津嘉山児童館	津嘉山小学校	15,736	3,480	2,331	2,520	2,273	2,986
総 数	4	41,579	7,928	6,470	8,494	7,949	5,415

平成30年度実績

3. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成31年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

町内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は2,400人、小学生保護者調査は1,238人に配布した。就学前児童調査は、一世帯に複数の調査票が配布されないように調整を行った。小学生保護者調査は、学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行った。

③調査方法

就学前児童保護者調査 郵送による発送・回収
小学生保護者調査(1年～6年生) 小学校を通じての配布・回収

④調査期間

平成31年2月末～3月

(就学前：2月26日～3月8日、小学生：2月25日～3月13日)

⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,400件	1,024件	42.7%
小学生保護者調査	1,238件	954件	77.1%

(2)調査結果のまとめ（就学前・小学生共通）

(2)-1 子育て家庭の状況

①兄弟の状況

●就学前では2人、小学生では3人が最も高い。2番目に、就学前で1人、小学生では2人が高い。

●就学前では、南星中学校区で一人っ子がやや高い。

兄弟の数を見ると、就学前児童では、「2人」の37.3%が最も高く、次いで「1人」の28.6%、「3人」の23.5%となっている。小学生では「3人」が37.4%で最も高く、「2人」が30.9%と次いでいる。また、「4人」が16.9%あった。

中学校区別に見ると、就学前児童では「1人」が南星中学校区でやや高くなっている。小学生では、「2人」は南風原中学校区でやや高く、「3人」は南星中学校区の方で僅かながら高くなっている。

②世帯の状況

●核家族世帯が圧倒的に多く、就学前と小学生ともに南星中学校区でやや高い。母子世帯は、就学前の南風原中学校区で南星中学校区より若干高くなっている。

世帯構成について見ると、「核家族世帯」が就学前児童は89.1%、小学生は82.7%となっており、ほとんどの家庭が核家族であることがわかる。また、「母子世帯」は就学前児童の4.2%、小学生では7.9%となっている。

世帯構成を中学校区別に見ると、小学生では、南星中学校区の「核家族世帯」が南風原中学校区よりも若干高くなっている。

③保護者の出身地

●父母ともに南風原町以外の県内(本島)が多い。父親に比べ母親の方が「南風原町」出身の割合がやや低くなっている。

就学前児童・小学生ともに、「南風原町以外の県内(本島)」出身者が最も多く、半数以上を占めている。「南風原町」出身は父親が就学前児童・小学生ともに3割余り、母親では3割弱となっている。「県外」出身者は、父親、母親ともに6～8%程度となっている。

④日頃お子さんを見てもらえる方

●多くの家庭が祖父母・親族の支援を受けられるが、10%程度は見てもらえる人がいない。

お子さんを見てもらえる方について尋ねたところ、祖父母や親族等が「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもいない」という回答が就学前児童で10.0%、小学生では7.4%ある。

⑤相談できる人・場所の有無、孤独感

●相談相手が「いない」人では、子育てで孤立を感じている割合が高い。

気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が95%を超えており、その一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は就学前児童保護者で3.7%、小学生保護者では4.5%いる。

子育てなどでの“孤独感”については、就学前児童保護者の28.1%、小学生保護者の20.5%が感じている。

世帯構成別で見ると、「ひとり親世帯」や「その他の世帯」で、孤立感を感じる割合が高くなっていることがわかる。

相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、“孤独感あり”が就学前児童が27.0%(小学生18.6%)であるのに対し、「相談できる人がいない」では、就学前児童で63.2%(小学生が60.5%)と6割を占めている。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人はいない」で13.2%(小学生が16.3%)となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られる。

⑥相談先・相談内容

●相談先は身近な人が大半であるが、悩み事は専門的な内容が多くなっている。

相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めている。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっていること、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要と思われる。

⑦相談・情報提供の場に求めること（就学前）

●相談・情報提供では、教育・保育施設の情報に関する相談を望む声が非常に高い。

就学前児童を対象に相談・情報提供の場に求めることを尋ねると、「教育・保育施設の情報・利用に関する相談」が67.1%で非常に高くなっている。

⑧行政に望む子育て支援の内容（就学前のみ）

●経済的負担軽減や子どもと楽しめる場の整備を求める声が最も高い。

「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(67.8%)という経済的負担軽減を望む声と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(62.4%)が特に高くなっている。また、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が39.1%、「公園を増やして欲しい」が36.8%あり、比較的高く成っている。

(2)-2 母親の就労について

①母親の現在の就労状況・就労希望

●母親の就労率(83.0%)・就労希望率(90.4%)は前回調査時点より上昇している。

就学前児童の母親の就労状況を見ると、フルタイムで就労している母親は就学前児童保護者で61.1%（小学生保護者で53.7%）、パート・アルバイト等が21.9%（小学校生保護者は32.0%）であり、就労している母親が就学前児童保護者の83.0%（小学生保護者の85.7%）を占めている。また、就労希望率は90.4%となっている。第一期計画策定時のニーズ調査（前回調査）では、母親の就労率（就学前児童保護者）は72.4%、就労希望率（同）は83.4%であり、女性の就労率や就労希望率は前回を上回っている。また、フルタイムでの就労割合が前回調査では52.7%であったが、今回は61.1%と大きく上昇している。

母親の就労率上昇は、共働き家庭の増加となり、保育ニーズの上昇にも直結する。児童人口が急減していなければ、前回調査時点と比べて、量の見込みは上がるものと推察される。

※母親の就労希望率＝（「現在就労している母親数」＋「現在未就労で“今すぐにでも働きたい”と回答した母親数」）÷有効回答者の母親数で算出

②現在就労していない母親の就労希望

●すぐにでも働きたいという母親は46.0%。

就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童保護者で46.0%、小学生保護者の32.8%となっている。特に就学前児童保護者では就労したい割合が高く、保育園入所希望の「潜在的ニーズ」として量の見込みを算出する際に考慮する必要がある。

(3)調査結果のまとめ（就学前児童の調査結果より）

(3)-1 教育・保育サービスの利用について

①教育・保育のサービスの利用の有無

●2歳以上の子どもの約8割が教育・保育施設等を利用している。

就学前の教育・保育サービス利用は76.6%であり、1歳児では5割半ば、2歳児以上は8割を超える利用率となっている。また、認可外保育施設利用者を除いた教育・保育施設の就園率は3歳児で75.7%、4歳児で79.5%、5歳児で94.5%となっており、3～5歳児全体では83.7%となる。

②利用している教育・保育サービスの状況

●「民間の認可保育所」の利用率が最も高い。

「民間の認可保育所」の利用が34.9%で最も高くなっている。次いで多いのは「公立幼稚園」(20.7%)と「公立の認可保育所」(19.9%)となっており、「認可外の保育施設」の利用は12.9%となっている。認可外の保育施設利用者の中には認可保育所を待機となって利用している人も多く、こういった対象者も潜在的な保育ニーズとして捉える必要がある。

③教育・保育サービスを利用していない理由

●「空きがない」ために教育・保育施設等を利用していない割合は35.0%。

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、つまり、“潜在的も含めての待機児童”となっている割合は35.0%であった。子どもの年齢別では1歳児から3歳児でこの回答が高い。特に1歳児では70.6%を占める。

“空きがない”を中学校区別にみると、南星中学校区で35.6%、南風原中学校区で33.7%となっており地域差はほとんどない。

④教育・保育のサービスの利用希望

●「公立の認可保育所」、「民間の認可保育所」を望む声が非常に高い。居住地の近くの施設利用希望が高い。

教育・保育サービスの利用希望では、「公立の認可保育所」と「民間の認可保育所」を望む声がそれぞれ 50%余りと高くなっている。また、「公立幼稚園」が 37.4%、「認定こども園」が 24.1%となっている。

現在、利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね 80%以上となっているが、現在「認可外の保育施設」を利用している人で今後も認可外を希望する割合は 33.7%と低く、代わって公立や民間の認可保育所を希望する声が 50%を超えている。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が南風原中学校区で 95.9%、南星中学校区で 88.5%となっており、住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかる。

⑤教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

●居住地に近い場所を選びたいという声が、両中学校区とも非常に高い。

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が最も高く 78.1%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が 73.5%、「教育・保育の方針や内容」が 62.9%と続いている。これら 3 項目が特に高い。

教育・保育施設を選ぶポイントとして「居住地の近く」が利用先の希望や園選びで重視することとして多く挙げられており、供給体制の整備においてもこの点を踏まえ、各地域の児童人口等を踏まえて提供区域ごとの施設等整備を図る必要がある。

⑥町立幼稚園の複数年保育の利用希望

● 3歳から通わせたいという声は 31.3%となっている。

町立幼稚園の複数年保育希望については、「3歳から通わせたい」が 31.3%で最も高かった。「4歳から」は 11.5%、「5歳から」は 10.8%であるが、「よくわからない」が 19.1%あった。また、「3歳から」という声は南星中学校区で 33.2%あり、南風原中学校区の 29.2%よりやや高くなっている。なお、保育所等を利用する(幼稚園は利用しない)という声が 14.8%あった。

⑦町立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件について

●「毎日給食にして欲しい」や「19時までの預かり」などの声が見られた。

町立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件等について尋ねた。「長期休みも含む毎日の給食の実施」、「19時までの預かり」、「朝 7 時からの受け入れ」などの声が多く寄せられていた。

(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

①土曜日・日曜日の利用希望

●土日の利用希望も一定程度見られる。

土曜日は 62.6%、日曜・祝日は 22.4%が教育保育施設を利用したいと回答している。土曜日のほか、日曜・祝日の利用希望も少なくない。なお、土曜日については毎週の利用希望は 23.1%、日曜日の毎週利用希望は 2.7%であった。

②幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

●夏休み等の長期休暇期間も教育・保育サービスの利用が望まれている。

幼稚園の夏休みなど長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が 72.6%を占めている。

(3)-3 地域子育て支援センターについて

①地域子育て支援センターの利用状況、利用希望

●現在の利用率は 5.4%程度で低いが、今後の利用希望は 26.1%ある。

地域子育て支援センターの現在の利用者は 5.4%であり、現在利用していないが今後利用したい割合は 26.1%となっている。特に、1歳児(36.5%)と 5歳児(27.8%)での利用希望が高くなっている。

②地域子育て支援センターで利用したい内容

●交流の場の提供や子育てに関する相談、教育・保育施設等の入所相談などの希望が比較的高い。

地域子育て支援センターで利用が望まれている内容は、「常設の子育て親子の交流の場の提供」(45.1%)、「子育てに関する相談」(43.9%)、「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」(43.9%)、「一時預かり」(42.1%)、「地域の子育て関連情報の提供」(40.2%)の 5項目で 4割台と高くなっている。子どもの年齢別にみると、0~2歳児といった低年齢児では、「常設の子育て親子の交流の場の提供」と「子育てに関する相談」、「地域の子育て関連情報の提供」などを望む声が高くなっている。「一時預かり」は 1、2歳児のほか 6歳児で半数以上を占めている。

(3)-4 病児・病後児保育について

①病児・病後児保育の利用希望

●病児保育の利用希望は3割半ばある。

病児・病後児保育の利用希望は34.2%となっている。1年間で利用したい日数については、「5日以内」が55.2%を占める。

(3)-5 一時預かりについて

①一時預かりの利用意向

●一時預かりの利用希望は3割半ばであり、0・1歳児で比較的高い。

一時預かりを「利用したい」という声は34.9%を占めており、0歳児(45.5%)、1歳児(43.9%)で4割半ばとなっており、2歳児以上では3割前後に減少している。利用目的では、「私用、リフレッシュ目的」が70.3%を占めており最も高い。また、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」も61.6%と高くなっている。

(3)-6 育児休業等について

①育児休業の取得状況・取得しなかった理由

●母親全体の中では約半数が育休を取得。父親の取得は僅かである。

育児休業を取得した割合は、母親全体の中では57.8%、父親では3.3%となっている。また、当時就労していた人を母数として算出した“育児休業取得率”は、母親で82.1%、父親では3.4%となる。全国値(2018年)は母親82.2%、父親6.2%であり、父親の取得率は僅かながら全国を下回っている。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が29.7%、「職場に育児休業の制度がなかった」が27.3%で高い。

②育児休業の期間について（母親）

●保育所入所できるタイミングを考慮しながら、希望する育休期間を早めるなどしている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したいという希望が82.5%で圧倒的に高い。

育児休業を希望通りの期間取得できたという回答は41.5%となっている。「希望より早く復帰した」が47.6%で4割半ばとなっており、希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が65.1%で大半を占めている。

また、希望より遅く復帰した理由でも「希望する保育所に入れなかつたため」が76.9%で圧倒的に高く、育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育所入所”が影響していることがわかる。

③仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

●子どもの病気やけがの時に休暇を取れる職場環境などが求められている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が 66.1%で最も高い。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(54.4%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(52.0%)が比較的高くなっている。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められており、安心して働きそして子育てもできるように、企業への啓発及び企業と連携した取り組みも必要である。

(4) 調査結果のまとめ（小学校低学年児童の調査結果より）

(4)-1 放課後の過ごし方について

①放課後の過ごし方

●子どもの放課後の過ごし方では、「習い事」を望む声が比較的高い。

小学生の放課後の過ごし方では、「自宅」(56.0%)のほかに、「習い事」(47.3%)が特に高い。年齢別に見ると、「習い事」は3年生から5年生の学年で高く、「自宅」は4年生以上で60%以上を超えており、また、「放課後児童クラブ」は1年生が最も高く、学年が上がるとともに割合が減少していく。

中学校区別に見ると、南風原中学校区では、「自宅」や「放課後児童クラブ」などが南星中学校区よりもやや高く、反対に南星中学校区では、「部活・クラブ活動」や、割合は低いものの「地域の公民館」などがやや高くなっている。

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」(43.5%)よりも「習い事」(52.5%)の方が高くなっている。「放課後児童クラブ」(20.8%)は現在の利用状況より希望が低いが、「児童館」(12.3%)と「放課後子ども教室」(8.9%)は現在の利用状況より希望の方が高くなっている。

(4)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

●低学年では4～7割程度、6年生でも2割近くの利用希望が見られる。

放課後児童クラブの現在の利用率は28.4%であり、学年別に見ると1年生が61.4%、2年生が46.0%、3年生が34.4%と、学年が上がるとともに利用割合は減少している。

今後の利用希望率は41.3%となっている。学年別では、1年生が73.1%、2年生が59.7%、3年生が41.7%であり、現在の利用率を大きく上回っている。

また、5年生以降の高学年では、現在の利用率は10%以下にとどまっているが、今後の利用希望率は5年生で26.8%、6年生で19.6%あり、現在の利用を上回るニーズが見受けられる。

②小学校区別に見る放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

●整備不足の地域への新規整備が求められている。

放課後児童クラブの利用率を小学校区別に見ると、南風原小学校区が34.5%の利用率と最も高く、他の小学校区は20%台となっている。今後の利用希望率では、北丘小学校区(37.2%)を除く3校が40%余りと比較的高い。

放課後児童クラブについては整備が進んでいる地域と進んでいない地域の差が見られる。利用ニーズも、現在の利用率が高いところのほか、整備不足の地域への新規整備もニーズ量を見極めながら検討していく必要がある。

③放課後児童クラブ(学童保育)の利用料金

●10,000円未満を望む声が9割。利用料が高いと感じる人では4,000円未満が半数余り。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が29.9%あり、利用していない人の3割近くを占めている。

放課後児童クラブの利用料金の希望額としては、「8,000以上10,000円未満」が28.9%で最も高い。これに次いで「4,000円以上6,000円未満」の23.9%となっている。これらを含む10,000円未満を望む声が90.9%となっている。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に放課後児童クラブを利用していない人の声としては、「4,000円未満」が52.2%で半数以上を占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

④放課後児童クラブ(学童保育)を何年生まで利用したいか(1年生のみ)

●「3年生まで」が半数近く。「6年生まで」は8.5%が希望している。

「3年生」までが48.1%と半数近くを占め、次いで「4年生」までが27.4%となっている。また、8.5%と1割近くが「6年生」まで利用希望をしている。

(4)-3 児童館の利用について

①児童館の利用状況

●児童館の利用率は、小学校区で差が見られる。

現在、児童館を利用している割合は23.6%であり、3年生が29.1%で、他の学年よりやや高くなっている。利用率は、津嘉山小学校区(29.7%)と翔南小学校区(28.1%)が3割近くを占めており、南風原小学校区が22.5%、北丘小学校区が17.0%となっている。

②児童館を利用していない理由

●「利用する必要がないから」が4割近くとなっている。

児童館を利用していない理由では、「利用する必要がないから」が39.9%で非常に高くなっている。次いで、「子どもが利用したがらないから」が27.9%を占めている。

中学校区別に見ると、「利用する必要がないから」と「子どもが利用したがらないから」は南風原中学校区の方が南星中学校区よりもやや高くなっている。

(5) 自由回答のまとめ

①就学前児童保護者調査結果より

就学前児童の自由回答の記入は422件であった。回収数は1,024件であり、自由回答への記入率は41.2%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

カテゴリ	記述（422件）
受け入れ体制の拡充	兄弟児と同じ園に入りたい。待機児童を解消してほしい。希望した園に入りたい。認可保育園の入園審査方法を改善してほしい。
保育園について ・土曜保育について ・5歳児保育について ・行事等の廃止について	土曜日に、用事等で預けたいが保育園側から家庭保育の依頼があり、預けにくい。 5歳児保育を行っている園が少ない。保育士の負担軽減を理由として、今まで行っていた連絡帳や行事が廃止になった。保育園は保護者と意見交換会を行ってほしい。
保育士の確保について	保育料の無償化はありがたいが、保育士を充実（人材確保、待遇改善）し、待機児童解消に努めてほしい。 保育士をしているが、仕事内容軽減、所得増加をしなければ保育士離れは解消しないと思う。
妊娠中や育児をサポートする職場環境の改善	子どもが病気の時の休暇や男性の育休が取りやすい職場環境になってほしい。仕事をしていて休みを取りづらい状況がよくあるので、職場環境が改善されるような取り組みを政策として行ってほしい。
子育て環境に満足している	南風原町は他市町村より先にこども医療費無料化が始まっていたので安心。南風原町はとても子育てしやすい町だと思う。
育児休業のタイミングと保育の開始時期	1歳まで家庭保育をしたいが、年度途中の入園が難しい。 産休後に復帰しようとしたが、認可園に入れず、認可外も待機ということで退職をせざるを得なかった。 仕事復帰する前に、慣らし保育ができる仕組みにしてほしい。
幼児教育・保育の無償化について	非課税世帯以外の0～2歳児も対象にしてほしい。保育園に預けられなかつた方にとっては不平等。無償化よりも手当を支給してほしい。

※網かけは特に多かった意見

このような声が多く見られた。

就学前児童では、特に待機児童に関する記述が多く、希望の園に入れない、兄弟別々の園に通わざるを得なかつたという声も多くあった。

産休後や育休中では、年度途中の入園が難しい状況であるために、『育休期間を短縮して仕事復帰した』、『認可外保育園へ転園した』、『退職を余儀なくされた』などの声があり、このような状況への改善が強く求められている。

また、保育士の確保についても声が多く、労働環境や待遇面などを改善し、人材確保による子どもの受け入れ体制拡充も望まれている。

保育園について特に多く寄せられていた声が、土曜保育を利用したいが保育園側から家庭保育の依頼があり預けにくいといったものであった。また、5歳児保育実施園の拡充や、保育士の負担軽減を理由とした行事の廃止について戸惑いの声などがあった。

妊娠中や育児をサポートする職場環境(休みを取りやすい、時短勤務など)の改善についても数多くの声があり、子育てと仕事を両立させるための職場環境づくりも必要となっている。

②小学生保護者調査結果より

小学生保護者の自由回答の記入は212件であった。回収数は954件であり、自由回答への記入率は22.2%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

カテゴリ	記述（212件）
町の子育て支援に満足している	南風原町は子ども医療費助成が充実していてとても助かっている。南風原町が学習支援員や特別支援員等の配置が多く有難い。各小学校に児童館があり助かっている。
放課後の子どもの居場所	学校を居場所として放課後利用できるようになってほしい。安心して過ごす場所が欲しい。
児童クラブについて（利用料、設置場所等）	児童クラブの料金を安くしてほしい。児童クラブの質を充実してほしい。児童クラブを増やしてほしい。児童クラブを小学校内につくってほしい。
経済的負担の軽減	子どもが複数いる家庭に学費等の支援をしてほしい。給食費の免除。子ども医療費助成対象の継続。など色々あった。
公園等の遊び場	安心して遊べる大きな公園がほしい。身近に小さな公園がほしい。津嘉山地区に子どもの遊び場を作つてほしい。
長期休みの居場所について	長期休暇中のみ児童クラブを利用したい。学校の一部を開放して勉強や民間の塾などが利用できるようになってほしい。
学校について	教室にクーラーの設置。小学校の和式トイレを洋式トイレに改修してほしい。学校の規則が多く子どもが不自由になっている。先生たちが業務に追われ、生徒たちと関わっていないように感じる。

※網かけは特に多かった意見

このような声が多く見られた。

小学生では、今の南風原町が行っている子育て支援環境に感謝する記述が数多く寄せられ、特に子ども医療費の窓口無料化についての声が見られた。

放課後の子どもの居場所については、安心して過ごす場を求める声が多く、学校の図書室や教室など校内施設の活用が望まれていた。低学年では児童クラブ、高学年では児童クラブ以外の居場所が求められている。

児童クラブ関連については、「児童クラブの料金を安くしてほしい」といった利用料についての意見が特に多く見られた。他に、児童クラブの設置場所や、受け入れ体制の拡充などの声もあった。また、南星中学校区においては児童クラブの質の向上も求められていた。

公園等の遊び場については、「数多くの子どもたちが遊べる大きな公園がほしい」といった声や、反対に「身近に小さな公園を作つてほしい」などさまざまな要望があった。

その他、学校については、南風原中学校区において教室にクーラーの設置を求める声が数多く寄せられていた。

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 産休・育休明けでの0歳児や1歳児の受け皿整備が課題であり、未だに待機児童が発生している状況にある。
- 5歳児保育の実施により、0～5歳児の連続した教育・保育の推進を掲げていた町内認可保育園のうち、約半数の実施にとどまっている。
- 公立幼稚園では、H28から4歳児受け入れを始め、複数年保育を始めた。3歳児からの受け入れによる3～5歳児の教育提供には至っていない。3歳児からの受け入れには教室が足りないなど課題がある
- 公立幼稚園での一時預かりでは、午後の預かり保育は利用希望者のほとんどに対応できている。土曜日の預かりも実施しているが、H30より公立幼稚園4園中、2園での実施となっている。
(保育士不足による)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 地域子ども・子育て支援事業にあたる各種事業を実施しているが、子育て支援拠点事業や一時預かり事業(幼稚園型以外)では、保育士不足により実施か所数が減少する年度があった。保育士の確保による安定した事業実施が課題である。

(3) 子どもの居場所づくり

- 国では、「放課後こども総合プラン」として、放課後児童クラブ(学童クラブ)や放課後子ども教室の整備、学校敷地内への放課後児童クラブ整備、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な開催等についての取り組みを掲げることを示していた。
- 町では、放課後児童クラブの学校内での実施が行えていない。(以前あったが、クラス増に伴い学校内のクラブの実施がなくなる。)
- 学校の余裕教室等を活用した放課後の居場所・活動の場である「放課後子ども教室」は、平成29年度から町内全小学校で実施されている。保護者や地域の方が児童を見守っているが、スタッフが少ないという課題がある。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施は、平成31年度予定していたが、小学校内の学童クラブがなくなったことで、未実施となっている。
放課後児童クラブの担当職員と放課後子ども教室担当職員とがその都度連携し、年に1回程度、放課後子ども教室の全体活動に児童クラブが参加するようにしている。

点検2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- 第1期計画では、待機児童対策を重視しており、認定こども園の整備については今後のニーズを見極めながらの対応としていたが、公立幼稚園における預かり保育利用の増加などを踏まえ、認定こども園への移行について検討してきた。その結果、認定こども園に移行する方針が示された。
- 教育・保育の資質向上を実施。公立幼稚園では四園研修会を設け、テーマを持ってそれぞれの園で研究を行い、公開保育等を行なながら最終的には報告会を行っている。
- 保育園では、県の研修や園内研修等で資質向上を図っている。
- 保幼小連携は、平成30年度より保幼小連携推進会議や全体会議の場を設け、各園の方々を集めて取り組み始めた。町内の保育園・幼稚園・小学校が連携し、それぞれの教育課程がなめらかに接続され、学びの連続が保証されることを願い実施した。
今後も保幼小の連携を強化していく必要がある。
- 保育士が慢性的に不足している状況が見られ、保育士がいないために受け入れられない保育園が多い。

(2) 人材の確保の推進

- 保育士確保のための取り組みを様々な事業により実施しているが、子育て家庭の利用ニーズと児童人口の伸びの方が大きく、十分な確保に至っていない。
- 放課後子ども教室は地域人材(ボランティア)がスタッフとして対応するが、十分に確保できない。

点検3．安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1)集い・交流による子育て支援の充実

- 子育てサロンや地域子育て支援センター等の交流機会があり、家庭保育中の保護者の交流の場、相談・情報交換の場となっている。

(2)相談・情報提供の充実

- 専門員による相談、利用者支援事業による相談、母子保健事業での相談等が行われている。
- 情報提供は、ホームページや広報誌等が主となっている。
- 母子保健及び子育て支援サービスを体系的に整理し、保護者自身が自分の状況に応じて選択出来るような情報の提供方法を考えていくことが必要。

(3)経済的負担の軽減

- 法制度等による助成金の支給等を中心に行っている。
- こども医療費については、現物支給になったことで、利用者の経済的負担軽減が一層図られた。また、こども医療費助成の対象が、通院は中学3年生までであり、多くの市町村が小学校入学前等で対象年齢が低い中、町においては保護者に喜ばれている。

点検4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会での関係機関等との連携、各種ケースに対する対応の検討など行っている。
- そのほか、学校、保健師、居場所事業との定期的な会議を開催して情報共有を行っている。家庭訪問し、保護者に直接会うことでの困り感の聞き取りと効果的なサービス案内が出来ている。
- 地域からの通報については、通報後の早急な安否確認で虐待の予防と早期発見へつながっている。
- 必要な世帯への養育支援訪問事業を行い、育児支援や家事支援を行っているが、ヘルパーの不足により、タイムリーな支援が提供できないこともある。

(2) ひとり親家庭への支援の充実

- ひとり親家庭については、特に母子家庭の自立のための支援策が多い。一般的に女性の方が男性より収入が少ない状況があり、経済的支援や就労のための支援を行っている。
- 相談については、役場での相談があるほか、学校においては、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーなどが各種相談等に対応している。
- 未就学児のいるひとり親家庭は、子どもの預け先がなく、就労先があっても保育園、認可外保育園に預けられない場合が見られる。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- 疾病等の早期発見・早期治療にむけて乳幼児健診等を実施しているが、健診未受診者もみられるため健診への受診勧奨が必要。
- 乳幼児健診等で、保護者より子どもの発達や関わり方が気になる場合に臨床心理士や言語療法士による発達相談を実施している。近年は保育所からの発達相談も増えてきており、タイムリーな相談対応が難しくなってきていている。継続的な発達支援を行える支援者の配置や育成など体制づくりが必要である。
- 発達が気になる子を抱える育児や発達に不安のある親子が通園する親子通園事業「ゆうな園」を実施している。(利用者は10組程度)
- 幼稚園や保育園等から次の施設に入園入学する際には移行支援として子どもの情報を提供している。個人情報のため、情報提供は保護者の同意を得ながら慎重に行っている。児童の支援に必要な情報であるため、保護者の理解を得ながら情報提供について各機関の連携を行っていく必要がある。
- 発達支援児保育事業として、集団保育が可能な発達支援児の保育を行い、集団の保育環境の中で対象児童の健全な成長・発達の促進を図った。(巡回相談、講演会、対象児の保護者保育士交流会など)
- 保育所への発達支援の巡回相談を実施しているが、巡回指導員の確保が課題となっている。また、障がい児の受け入れが必要でも、加配保育士が確保できず受けられない。

- 学童クラブでの障がい児の受け入れを実施。平成30年度では9クラブ。受け入れ状況にクラブごとの偏りが見られる。多くの学童クラブで障がい児の受け入れができるよう、研修受講機会の確保や支援を行う必要がある。
- 学校においては特別支援教育を実施している。特別支援教育支援員の配置を行っているが、募集をしても応募者が来ない状況で不足している。特別支援教育支援員によって対応方法が違つていたりすることで保護者の満足度に違いがあった。
- 障がい児のための福祉サービスとしては、「障がい児通所支援」等がある。(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など)
- 障がい児通所支援のサービスを利用することで、複数の支援者が関わり、いろいろな角度からサポートでき、子どもの達の成長を見守ることができている。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

基本理念

育つ喜び、育てる喜び、ちむぐくるのまち 南風原

- ・子どもたち一人ひとりがのびのびと育っていくためには、子どもたちを支える良質な家庭環境や地域環境が必要であり、子どもはその中で様々な力を身につけていくものです。また、家庭においては、親がゆとりを持って子育てができるように、地域が子育て家庭にとって「安全」「安心」な場であることが求められています。
- ・幼児期の教育・保育環境、地域での子育て支援など、全ての子育て家庭に配慮し、安心して子どもを生み育てることのできる南風原町であるように、支援策を進めてまいります
- ・また、子どもと子育て家庭の幸せのために、関係機関や地域社会の一人ひとりが手をつなぎ、思いやりと心のふれあいを深め、子どもが育つ喜び、子どもを育てる喜びに満ちあふれた、ちむぐくる豊かな地域づくりを目指します。

2. 計画の基本目標

=基本目標=

基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

基本目標 2 教育・保育等の質の確保と向上

基本目標 3 安心して子どもを産み育てるための支援充実

基本目標 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

3. 支援対策の体系

目標 1：地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ① 0歳児、1歳児の保育の拡充
- ② 保育所における5歳児保育の拡充
- ③ 公立幼稚園の複数年保育の推進
- ④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 子どもの居場所づくり

- ① 新・放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 放課後児童クラブの充実
 - ①-2 放課後子供教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携型での実施の推進
- ② 地域における居場所の確保、充実
- ③ 児童館の充実

目標 2：教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
- ② 保育の質の確保
- ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
- ④ 幼児教育アドバイザーの配置
- ⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮

(2) 人材の確保の推進

- ① 保育士の確保
- ② 幼稚園教諭の確保
- ③ 放課後の居場所における人材確保
- ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標3：安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1)集い、交流による子育て支援の充実

- ①地域子育て支援センターの充実
- ②地域における集い、交流機会の充実

(2)相談、情報提供の充実

- ①相談機能の充実
 - ①-1 各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業
 - ①-3 母子健康包括支援センター
- ②情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

(3)経済的負担軽減策の推進

- ①児童手当
- ②子ども医療費助成事業
- ③就学援助制度の周知・普及

目標4：要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1)児童虐待防止対策の充実

- ①虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報
- ②虐待への対応の充実
- ③養育支援訪問事業
- ④「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化
- ⑤南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実

(2)ひとり親家庭の支援の充実

- ①ひとり親家庭への相談の充実
- ②児童扶養手当などの経済的支援
- ③母子家庭の母親に対する就労支援
- ④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①障がいの早期発見と早期支援の充実
- ②相談支援の充実
- ③発達障がいについての対応の充実
 - ③-1 発達相談の充実
 - ③-2 親子通園事業の充実
 - ③-3 移行支援の推進
 - ③-4 発達支援の拠点整備
 - ③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進
- ④障がい児保育の充実
 - ④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援
 - ④-2 特別支援教育の充実
- ⑤障がい児のための福祉サービスの充実
- ⑥医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑦経済的支援

(4)子どもの孤立(貧困)対策の充実

- ①生活困窮世帯の子、若年妊娠婦の居場所づくり（「子ども元気ROOM」の充実）
- ②就学支援認定者への学習支援の推進
- ③生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり
- ④就学援助制度の周知・普及（再掲）

4. 幼児期の教育・保育提供区域について

教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位である教育・保育提供区域については、町の面積、地勢、道路・交通等の状況を踏まえ、町全体を「一区域」として設定し、整備を進めます。

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 南風原町全体

① 現状と課題、整備方針（全体）

○町の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきながら第1期の申し込み実績を踏まえ、年度ごとに徐々に量の見込みが増えていくように設定しました。

○町全体を単位とする量の見込みを算出し、これに対応する整備を基本として確保量を見込みながら、町全体で待機児童が解消されるよう整備を図ります。

○公立幼稚園については、子育て家庭の「幼児教育とともに保育機能が求められている」こと及び3～5歳児の教育・保育の提供体制の整備を念頭に、認定こども園への移行の検討も含めながら受け入れ体制の強化を検討します。

○保育ニーズについては、既存の認可保育園の整備や分園、増改築及び地域型保育事業の新設など状況に応じながら確保を図ります。

②必要量の見込みと確保量（全体）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	293	302	299	294	295
②確保方策	293	302	299	294	295
公立幼稚園	203	212	209	204	205
認定こども園(私立)	90	90	90	90	90
②-①	0	0	0	0	0

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,339	1,373	1,392	1,407	1,430
2号教育	381	393	389	382	383
2号保育	958	980	1,003	1,025	1,047
②確保方策	1,417	1,408	1,411	1,416	1,430
公立保育所	36	36	36	36	36
私立保育園	869	869	869	869	884
公立幼稚園	442	433	436	441	440
認定こども園(私立)	60	60	60	60	60
企業主導型保育所(地域枠)	10	10	10	10	10
②-①	78	35	19	9	0

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	296	298	299	299	300
②確保方策	327	333	333	333	333
公立保育所	6	6	6	6	6
私立保育園	269	269	269	269	269
小規模保育	42	48	48	48	48
企業主導型保育所(地域枠)	10	10	10	10	10
②-①	31	35	34	34	33

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	963	980	997	1,014	1,031
②確保方策	821	994	1,009	1,019	1,039
公立保育所	18	18	18	18	18
私立保育園	683	843	858	868	888
小規模保育	90	103	103	103	103
事業所内保育	10	10	10	10	10
企業主導型保育所(地域枠)	20	20	20	20	20
②-①	-142	14	12	5	8

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。町内の保育施設等全園で事業を実施し、量の見込みに対応します。

時間外保育事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		1,618	1,644	1,661	1,651	1,655
確保策	実人数	1,618	1,644	1,661	1,651	1,655
	施設数	全園	全園	全園	全園	全園

単位：人

(2) 放課後児童健全育成事業

○保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和3年では、待機児童の解消を図るために、25支援単位で897人分の受け皿確保を目指します。令和5年には、量の見込みへの対応を図るために、28支援単位で1,017人分の受け皿確保を目指します。

放課後児童健全育成事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		924	937	949	988	1,015
確保策	登録児童数	857	897	937	1,017	1,017
	支援単位数	24	25	26	28	28

単位：人、カ所

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。町では未実施で計画しますが、今後の情勢を見極めながら実施を検討します。

(4) 子育て支援拠点事業

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。町内3ヵ所で事業実施を行い、量の見込みに対応します。

子育て支援拠点事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	5,565	5,575	5,713	5,729	5,742
確保策	人数	5,565	5,575	5,713	5,729
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所

単位：人日（年間延べ利用日数）

(5) 一時預かり（幼稚園型）

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。町内の公立幼稚園4ヵ所と私立認定こども園において実施します。

一時預かり（幼稚園型）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	104,293	104,881	103,908	102,075	102,246
確保策	人数	104,293	104,881	103,908	102,075
	施設数	5園	5園	5園	5園

単位：人日 ※公立4園+私立1園

(6) 一時預かり（幼稚園型以外）

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。町内3園で事業実施を行い、量の見込みに対応します。

一時預かり（幼稚園以外）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	2,954	2,966	3,032	3,035	3,042
確保策	人数	2,954	2,966	3,032	3,035
	施設数	3園	3園	3園	3園

単位：人日（年間延べ利用日数）

(7) 病児・病後児保育

○病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。現在の町内1カ所での実施を継続し、量の見込みに対応します。

病児・病後児保育

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	436	444	452	458	463
確保策	延べ人数	436	444	452	458
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所

単位：人日（年間延べ利用日数）

(8) ファミリーサポートセンター(就学児)

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。町社協への委託により実施している本事業を継続し、量の見込みに対応します。

ファミリーサポートセンター(就学児)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	800	800	800	800	800
確保策	800	800	800	800	800

単位：人

(9) 利用者支援事業

○子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。母子健康包括支援センターとの連携により、本事業を継続していきます。

利用者支援事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	2	2	2	2	2
確保策	特定型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1

単位：か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。現在の取り組みを継続し、事業を実施していきます。

乳児家庭全戸訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	583	590	596	602	609
事業実施予定	583	590	596	602	609

単位：人

(11) 養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。現在の取り組みを継続し、事業を実施していきます。

養育支援訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	3	3	3	3	3
事業実施予定	3	3	3	3	3

単位：人

(12) 妊婦健診

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。現在の取り組みを継続し、事業を実施していきます。

妊婦健診

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	8,162	8,260	8,344	8,428	8,526
確保策	8,162	8,260	8,344	8,428	8,526

単位：人回

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本事業の周知を図りながら、必要な人に必要な支援が行き届くよう努めます。

実費徴収に伴う補足給付事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	6	6	6	6	6
確保策	6	6	6	6	6

単位：人

(14) 多様な主体の参入促進事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。第2期計画では本事業の実施を見込んでいませんが、今後の情勢を見極めながら、必要に応じて実施を検討します。

多様な主体の参入促進事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	0	0	0	0	0
確保策	0	0	0	0	0

単位：か所

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

○要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。第2期計画では本事業を実施し、機能強化を図ります。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

単位：か所

第6章 支援対策～子どもと子育て家庭のための支援対策

1. 地域における子育ての支援の充実

(1) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

0歳児や1歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0歳児・1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときにいつでも預けられる環境の整備に努めます。

② 保育所における5歳児保育の拡充

保育所における5歳児保育の実施拡充を進め、0～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供を図ります。

③ 公立幼稚園の複数年保育の推進

現在実施している4歳児からの受け入れを継続するとともに、3歳児からの受け入れについても検討し、3～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供を目指します。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実

公立幼稚園での一時預かり(幼稚園型)について、ニーズに対応できるように職員確保に努めます。また、土曜日の受け入れを今後も継続するなど、公立幼稚園が共働き家庭やひとり親家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、子ども・子育て支援新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の13事業)について、現在の利用状況やニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、地域で安心して子育てできるように環境整備を推進します。

(3) 子どもの居場所づくり

①新・放課後子ども総合プランの推進

①-1 放課後児童クラブの充実

町の放課後児童対策を担う放課後児童クラブへの運営支援に努めるほか、放課後児童支援員の確保、研修等による資質向上などに努め、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。

また、共働き家庭が利用しやすい環境づくりのために、開所時間の延長を促進するとともに、放課後児童クラブには開所時間延長に対する支援を行います。

放課後児童クラブの学校敷地内の実施については、可能となった場合には、実施します。

放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、指導ならびに連携の強化を図ります。(放課後児童クラブの整備目標については事業計画の章を参照)

①-2 放課後子供教室の充実

町内の各小学校で実施されている放課後子供教室を今後も継続し、子どもたちの居場所・体験や交流機会を確保するとともに、教室に関わる地域人材の確保に努めます。

①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携型での実施の推進

国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的または連携型での実施に努めます。

一体的または連携型の実施にあたっては、令和6年度までに1校で実施することを目標とし、モデル校として実施に向けた研究・準備を行っていきます。このため、「南風原町放課後子どもプラン運営委員会」を兼ねた「地域学校協働本部事業実行委員会」において、教育委員会と福祉部局が参加して、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携について協議を行い、よりよい活動が行われるように図ります。

②地域における居場所の確保、充実

社会教育委員による各自治公民館訪問等を通して、地域の子どもは地域で育てるという機運の醸成を図りながら、公民館等の地域資源を活用し、小学生の放課後の居場所づくり、遊び場の確保に努めます。

③児童館の充実

子どもたちが楽しく、安全に過ごせるよう児童館のイベントを子ども向け、親子向けなど充実するほか、安全管理や設備の充実に努めます。また、児童厚生員の資質向上のために研修等の充実を行います。

2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

①認定こども園の設置数や普及に関する考え方

町ではこれまで、待機児童対策として認可保育所の増改築や新設、地域型保育事業の新設等により、保育量の拡大を図ってきました。しかし、現在も待機児童が存在するほか、ニーズ調査では潜在的保育ニーズも高く、保育供給量の拡充は今後も引き続き不可欠な状況となっています。

このような状況の中で、公立幼稚園においても預かり保育の利用率が8割を占めるに至っており、幼児教育の充実とともに保育機能の確保も必要となっているところであります。このため、公立幼稚園については、教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行について、現状と課題を確認しながら実施に向けて検討していきます。

②保育の質の確保

幼稚園においては複数年保育の実施、保育園においては保育の拡大が望まれる中、量的充実のみならず、幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、幼稚園教諭、保育士の研修、保育参観等により資質向上を図ります。

特に地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、保育資格のない保育従事者に対しては、より十分な研修を行います。また、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図る機会を設けてまいります。

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、町の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

③保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育・保育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、現在の保幼小連携会議(推進会議、全体会議)を強化し、各小学校区ごとの交流計画の充実を図り、幼稚園、保育園と小学校との合同研修会、交流、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設について、町も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、法人保育所、認定こども園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

④幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを設置し、教育・保育の資質向上に向けて努めます。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、教育・保育施設等においても運営等に当たり円滑な受け入れに資するような配慮を促します。

(2) 人材の確保の推進

①保育士の確保

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。県と連携してこれを進めるとともに、保育士の処遇改善を図る対策、保育士の業務改善(I C T導入等)、保育補助者の確保に努めます。

また、町内の認可保育所合同の保育士就職説明会、オープン保育等の実施に協力し、保育士の確保に努めます。

②幼稚園教諭の確保

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保及び預かり保育教諭の確保に努めます。

③放課後の居場所における人材確保

県及び関係機関と連携し、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、人材の確保を支援します。

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行うサポーターの確保に努めます。

3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

① 地域子育て支援センターの充実

現在の子育て支援センターについて、地域のニーズを把握した上で子育て家庭への支援ができるように充実を図ります。

② 地域における集い、交流機会の充実

各字公民館で実施されている子育てサロンなどを関係機関と連携しながら実施及び充実に努めます。

(2) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 各種相談の充実

役場窓口での各種相談、家庭児童相談員等といった専門員による相談など、気軽な相談から専門的な相談まで対応を行います。

①-2 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。

関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

①-3 母子健康包括支援センター

妊娠初期から子育て期において、母子保健サービスを活用し、それぞれの段階に応じた相談・支援する「母子健康包括支援センター」を実施し、妊娠期からの切れ目のない「包括的な支援」を行います。

妊娠期からの切れ目のない支援を目指し、対象者に合わせて保健分野のみならず児童福祉分野等関係各課や関係機関と連携し機能強化を図ります。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

町の広報誌及びホームページ等で速やかに最新情報の発信を行うとともに、子育て家庭が求め る情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援セン ター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信 していくように推進します。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

母子保健及び子育て支援サービスを体系的に整理し、子育て世帯に総合的に情報が提供できる ように努めます。また、教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、親子健康 手帳の交付時、乳幼児健診等を活用し教育・保育サービスなどの情報提供や相談等行えるよう な体制づくりに努めます。

(3) 経済的負担軽減策の推進

①児童手当

子育て家庭の生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するため、児童手当の支給を行いま す。

②こども医療費助成事業

子どもの疾病の早期発見と治療の促進、健やかな成長を図るため、本事業を継続して実施する とともに、制度の周知徹底に努めます。また、通院医療費の中学3年生までの助成や現物給付を 今後も継続します。

③就学援助制度の周知・普及

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学 援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

①虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報

児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

②虐待への対応の充実

虐待の予防や早期発見・早期対応に、家庭児童相談員、保健師等による相談及び虐待が疑われる家庭への訪問等を行います。また、母子保健事業を活用した早期発見、地域からの把握などへの対応も行います。

学校、保健師、居場所事業との定期的な会議を開催し、細やかな情報共有を行います。

③養育支援訪問事業

本事業を今後も継続し、子育て支援事業や母子保健事業等で把握された、支援が必要と思われる家庭への対応を行います。支援については、ヘルパー不足といった課題も見られるため、課題解決に努めていきます。

④「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化

子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

⑤南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実

被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していくよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

①ひとり親家庭への相談の充実

ひとり親家庭の生活面での自立を支援していくために、相談等に基づきながら、関係機関と連携して問題解決に向けた指導・助言及び情報の提供の充実に努めます。

また、支援やサービス利用の斡旋を継続して行うとともに、これらのサービスの周知・広報に努め、利用の促進を図ります。

②児童扶養手当などの経済的支援

母子・父子家庭等の生活の安定と向上及び児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当の支給を行います。

③母子家庭の母親に対する就労支援

母子家庭の母等及び寡婦の就業を支援するため、職業能力向上のための講座や訓練等についての情報提供などを行い、就業面での支援を行います。また、未就学児がいる場合には、子どもの預け先(認可外保育園等)の案内をするなど、自立に向けた協力を行います。

④社会福祉協議会による母子寡婦福祉事業の支援

社会福祉協議会による母子寡婦福祉に関する事業や母子寡婦福祉会の育成等の活動について周知・協力を行います。

(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①障がいの早期発見と早期支援の充実

障がいの要因となる疾病や事故の予防及び早期発見、早期治療を行うため、妊婦及び乳幼児健診、新生児訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業の充実を図ります。また、1人でも多くの子どもが受診できるよう未受診者へのフォローを関係機関と連携して行います。

②相談支援の充実

関係機関と連携し、障がい児の相談支援を行うとともに、町の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において障がい児一人ひとりへの支援へのつなぎを行います。また、支援内容が複雑化しているため、各種相談事項に対応する資質向上等を図ります。

③発達障がいについての対応の充実

③-1 発達相談の充実

現在実施している発達相談について、関係機関(医療、福祉、教育など)との連携等による相談の充実を図ります。

学校においては、相談員の配置による就学相談、就学相談会等を開催し、早期の相談による円滑な就学先の案内を行います。

③-2 親子通園事業の充実

発達が気になるまたは心配なことがある親子の相談や子どもの発達指導等を行う本事業を「ゆうな園」にて実施し、子どもの発達支援に努めます。

発達障がいに関する知識や対応方法を提供する支援者の重要性や需要は高いため、継続的な支援者の配置に努めます。

③-3 移行支援の推進

親子通園から保育所へ移行する障がい児や気になる子について、日常の生活状況などの情報を保育士につなげるため、認可保育所(園)及び認可外保育施設と連携していきます。

③-4 発達支援の拠点整備

障がい児の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、「児童発達支援センター」の設置を目指します。

③-5 発達障がい児を持つ親の理解促進

保護者と子どもに関わる関係者が子どもの発達特性に気づき、その特性を理解し合えるような機会が持てるよう体制づくりに努めます。

④障がい児保育の充実

④-1 障がい児保育の充実、学童クラブでの受け入れ支援

障がい児保育及び南風原町発達支援児保育事業により、集団保育が可能である障がい児や発達支援児の保育を行い、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。また、障がい児保育の充実のため、今後も継続して保育交流会や講演会等を実施するとともに、障がい児や発達支援児を受け入れるための加配保育士の確保にも努めます。

相談員による保育所への巡回相談を引き続き行います。

学童クラブにおいても障がい児の受け入れを今後も支援するとともに、障がい児を受け入れるための専門的な知識を学ぶ研修等により、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

④-2 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の可能性を最大限にのばし、健常児とともに健全な社会性の成長・発達の促進を図ります。また、教員の障がい児への対応の向上を図るために、研修への参加を促し、一人ひとりの障がいの程度に応じた対応を図ります。

町の特別支援教育支援員を活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の日常生活上の介助、学習活動上の支援を行います。また、特別支援教育支援員の確保に努めます。

⑤障がい児のための福祉サービスの充実

障がい児への福祉サービスである障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援）や日中一時支援事業など、障がい児が利用できる福祉サービスを実施し、障がい児とその保護者の生活支援を図ります。

⑥医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を南風原町地域自立支援協議会等を活用し取り組みます。

⑦経済的支援

障がい児がいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障害児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」を継続するとともに、周知・広報及び医療機関等との連携により必要な人へ必要な支援が行き届くように図ります。

(4) 子どもの孤立(貧困)対策の充実

①生活困窮世帯の子、若年妊娠婦の居場所づくり（「子ども元気ROOM」の充実）

子どもの孤立を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援等を図ると共に、親の支援も行い、自立へつなげていきます。

元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。

保健師や助産師と連携しながら、若年妊娠婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目ない支援を図ります。

②就学支援認定者への学習支援の推進

貧困の連鎖を防止するために、県や関係課との連携により、就学支援認定者(準要保護児童)への学習支援を行います。

③生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力し合いながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

④就学援助制度の周知・普及（再掲）

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、府内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めています。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってもニーズ調査等を行いましたが、今後も子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. 計画の推進状況チェック

本計画の進行管理においては、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、計画内容の審議にあたった「南風原町子ども・子育て会議」が、進捗状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。